辰野町第五次総合計画

後期基本計画 (案)

平成 28 年度 (2016 年度) ~平成 32 年度 (2020 年度)

将来目標① 豊かな自然を守るまち (自然・環境保全)

施策1 豊かな自然環境と田園風景の保全

現状と課題

横川川、小野川等の各河川沿いにみられる田畑や里山に囲まれ自然と調和した美しい田園風景は、町民の故郷のイメージとして重要な役割を果たしており、町民共有の財産として、後世に残すことが求められています。

また、旺盛な繁茂で在来の生態系を破壊し、動植物に悪影響を及ぼすアレチウリ等特定外来生物やクズ等の在来植物の異常繁茂についても、景観や生態系に及ぼす影響が深刻で、各区において駆除が進められています。

一方で、福寿草や桜の花、樹木の新緑や紅葉等四季折々の美しい風景を地域の活性化等に活用 した取り組みも広がっています。

今後、町の自然豊かな美しい田園風景の保全と形成を、地域主体の取り組みとして推進することが求められています。

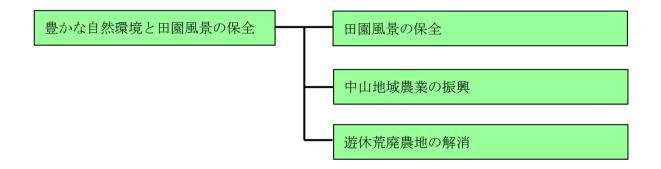
里山が荒廃したことにより、鳥獣が農作物を荒らす等、耕作意欲の低下や後継者問題による遊 休荒廃農地及び耕作放棄地が拡大しています。

このため、適正な農地利用や転用の指導、鳥獣による被害防除、電気柵等の設置補助に取り組んできましたが、今後、さらなる取り組みが必要です。遊休荒廃農地解消への有効な対策と需要が高まりつつある市民農園としての活用等の方策を検討する必要があります。

基本方針

豊かな自然環境と四季折々の変化に富む田園風景を守り、かけがえのない町民共有の財産として後世に伝えます。

主要施策の体系



主要施策

◆田園風景の保全◆

- ・自然環境に配慮した土地改良事業を行い、農村地域に残された自然環境の保全を図ります。
- ・町の景観は町民共有の財産という認識のもと、町民の自主的な活動を促し、田園風景の保全 を図ります。
- ・アレチウリ等特定外来生物や異常に繁茂したクズ等の駆除を行い、町の自然環境と景観の保 全を図ります。

◆中山間地域農業の振興◆

・中山間地域の農業生産活動が継続的<mark>に</mark>行われるよう支援し、耕作放棄地等の発生を防止します。

◆遊休荒廃農地の解消◆

- ・農業委員会を中心にして、認定農業者や営農組合等へ農地の集積化を図り、遊休荒廃農地の 解消と農業の効率化を促進します。
- ・市民農園を維持し、町民の憩いの場の創出と遊休荒廃農地の解消を図ります。
- ・景観作物(ひまわり等)の導入による遊休荒廃農地の解消を図ります。
- ・町民による遊休荒廃農地の解消活動を支援します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値 (H32 年度)
耕作地面積(農家基本台帳)	ha	918	900
遊休農地の解消面積	ha	2	6
アレチウリ除去作業回数	□	37	37

- ・農業委員会による農地パトロールの強化
- ・市民農園を活用し町民や移住者への農地の貸付事業
- ・ 多面的機能支払事業の周知と活用
- ・中山間地域直接支払事業の活用

施策2 ほたるが飛び交う環境づくり

現状と課題

辰野町のホタル発生地は、大正14年(1925年)に長野県天然記念物に指定され、昭和35年(1960年)には松尾峡一帯が辰野のホタル発生地として新しい条例による再指定を受けています。また、町内全域にゲンジボタルやヘイケボタルの生息が確認され、生息数も増えつつあるなかで、ホタル保護育成に取り組む町内企業・団体等と町により組織された辰野ほたるの里まちづくり推進協議会が、ホタルマップ作成、ホタル保護団体への助成、ほたる童謡公園の清掃作業等に取り組んでいます。

各地域においても、ホタルを守る様々な取り組みがなされていますが、今後の継続と拡大が課題です。

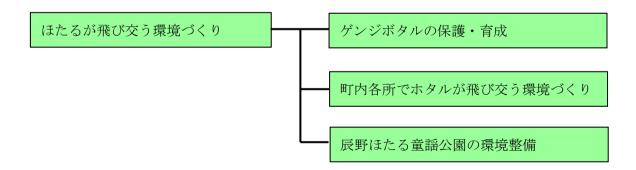
ホタルは、町のシンボルであるとともに町民共有の財産であるという認識のもと、その保護、 育成を協働で行うことが重要です。

ホタルの発生は、天候や周辺の宅地化等に大きく影響を受けます。そこで、水路等一定の生息 環境を保全し、安定してホタル等の小さな生物が観察できる場所として、辰野ほたる童謡公園を 整備しました。このほたる童謡公園では、多くの人々が幻想的なゲンジボタルの光を気軽に鑑賞 できるようになりました。今後は、ホタルが安定的に発生するように、環境整備を行うことが求 められています。

基本方針

ほたるが飛び交う環境を保全し、町のシンボルとして守ります。

主要施策の体系



主要施策

◆ゲンジボタルの保護◆

- ・松尾峡一帯のホタルを保護するとともに、自然環境保全の啓発活動を推進します。
- ・ゲンジボタルの保護・育成に関する研究を行い、ホタル増殖の基礎資料を蓄積します。

◆町内各所でホタルが飛び交う環境づくり◆

- ・ホタルマップの作成を支援しホタル生息地の発生状況の調査を行い、町内各所でホタルが飛び交う環境づくりに向けた啓発を行います。
- ・町内の小学校やホタル保護団体の活動を支援します。

◆ほたる童謡公園の環境整備◆

- ・公園内のホタルの生息環境を整え、ゲンジボタルの発生数を増やします。
- ・ホタルの保護育成を図りながら公園機能を充実させるために、植栽管理計画にもとづく適正 な管理を行います。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
町内におけるゲンジボタル・ヘイケボタル の発生箇所数	箇所/年	215	220
ほたる童謡公園内のゲンジボタル目撃数	匹/年	31,741	70,000

- ・ホタル研究に取り組む人材の育成
- ・辰野ほたるの里まちづくり推進によるほたる保護団体の連携の強化
- ・ほたる童謡公園内の植栽管理計画の策定と四季折々の花木の情報発信
- ・ほたる童謡公園内の水質調査及び気候調査を継続して管理マニュアルの策定
- ・ホタルガイドボランティアの人材育成と通年化した取り組みの実施

施策1 森林の保全と活用

現状と課題

森林の持つ国土保全、水資源かん養、地球環境保全等の多面的機能の維持・増進を図るため、 森林整備に必要な林道、作業道等の整備や維持管理を行っています。また、里山整備を行い、野 生鳥獣との緩衝帯をつくるとともに、カモシカの保護管理計画に基づく個体調整に取り組んでき ました。

長野県では森林は県民共有の財産であるとの考え方のもと、長野県森林づくり県民税を導入し、その活用により町内でも里山や森林の整備が行われています。今後、森林の持つ多面的な機能を維持・増進していくために、林道や作業道の維持管理や除間伐等の森林整備を計画的に進めるとともに、みどりの少年団、町民、町内企業と連携を図り、森林の持つ多面的な機能について啓発を行い、森林に親しめる環境づくりを推進する必要があります。

しだれ栗森林公園は、自生地が国の天然記念物に指定されているシダレグリをはじめとする森林を保護し、森林が持つ保健・健康増進機能を活かして、キャンプ、パターゴルフ、森林浴等を楽しむことができる公園です。森林に親しむ環境づくりを実施したり、環境整備により安全に利用できる公園とすることが必要です。

学校林の活用については、授業において樹木の種類等の学習を実施していますが、十分な活用が図られていないとともに、学校林のない学校もあります。今後、学校林活動を普及し、学校林のない学校には森林公園等で活動ができるように整備を進める等、環境教育の推進が必要です。

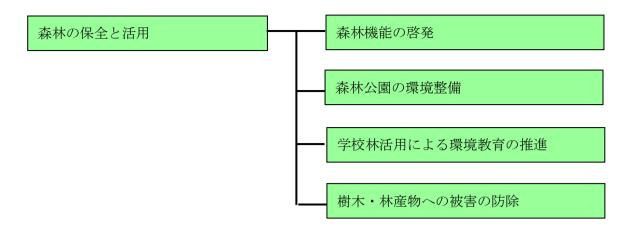
町内の森林では、ニホンジカやニホンカモシカ等による樹木や林産物への被害が拡大し、林業 生産者の意欲が低下しており、対策が求められています。

また、松くい虫被害は箕輪町まで北上しており、今後町での発生が危惧されています。

基本方針

森林整備を促進し、森林の持つ多様な機能を有効に利用します。

主要施策の体系



主要施策

◆森林機能の啓発◆

- ・各森林所有関係者、県、上伊那森林組合と一緒に説明会、山見を行い森林づくりを進めます。
- ・森林の持つ多様な機能について広報し、森林育成の必要性について町民の理解を深めます。
- ・みどりの少年団や森林の里親促進事業への支援を行い、森林機能の理解を深めます。

◆森林公園の環境整備◆

・しだれ栗森林公園の環境整備を行い、誰もが快適で安全に利用できる公園の整備を図ります。

◆学校林活用による環境教育の推進◆

・総合学習での樹木観察等の実施により、学校林の活用を図ります。

◆樹木・林産物への被害の防除◆

- ・有害鳥獣の駆除を実施し、樹木や林産物の被害を防除します。
- ・監視員と共に監視を行い、松くい虫の被害を未然に防ぐとともに、被害が発生した場合には その拡大を防止します。
- ・松くい虫被害地になる前に、更新伐等を行いアカマツ材の有効利用を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
森林経営計画に基づいた間伐面積	ha	44	50
森林経営計画に基づいた下草刈、枝打ちを 含めた里山整備面積	ha	2	10
学校林整備、活用回数	回/年	11	10

- ・林道等関係する山林団体と協力しての維持管理
- 町有林の維持管理
- ・多目的機能を発揮する森林の維持管理
- ・身近な場所に緑化木を植栽する住民への支援
- ・しだれ栗森林公園周辺の維持管理
- ・有害鳥獣駆除を行っている猟友会への支援
- ・松くい虫被害木、枯損木の早期発見
- ・松くい虫未被害アカマツ林の有効利用
- ・森林経営計画の地域策定

施策1 水環境の保全と活用

現状と課題

町内の各河川の多くは、国や県が管理しています。近年、町民の価値観の多様化から、河川改修に際して、水辺を有効活用でき、環境や景観に配慮した工法により、水を身近に感じることができる環境づくりが求められています。

一方、河川への不法投棄の監視や美化活動等の日常的な管理は、地元区、地域の河川愛護団体 等が取り組んでおり、他の河川にも同様の活動を広げる必要があります。

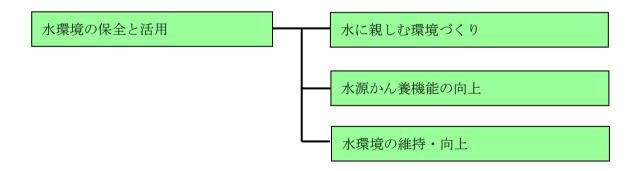
町の森林整備計画に基づき、公的機能を有する区域として水土保全林(水源かん養と災害の防 止機能)の維持増進を図る森林施業を推進していますが、今後、個人所有の水土保全林の森林整 備促進が課題です。

水質維持の取り組みとして、町内各所の水質測定を行っています。今後も継続して水質の管理を行い、改善の必要がある河川、井戸等の早期発見や原因究明、基準を超えた箇所の環境改善を図る必要があります。

基本方針

水環境の保全等、いつでも誰でも清らかな水の恩恵を受けられる取り組みを行います。

主要施策の体系



主要施策

◆水に親しむ環境づくり◆

- ・国や県に対し、環境や景観、親水性に配慮した工法への取り組みを要望し良好な河川環境を 創出します。
- ・河川愛護団体等の自主性を尊重しつつ、町民が水に親しむ環境の創出に配慮します。

◆水源かん養機能の向上◆

・水源かん養林等の水源地の森林整備を行い、森林の持つ水源かん養機能の向上を図ります。

◆水環境の維持・向上◆

- ・主要河川、井戸の水質測定を実施し、水環境の維持・向上を図ります。
- ・地下水や水源林を保全し、健康的で良好な生活環境を守ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
環境基準を超えた件数 (BOD)	地点	0	0
水質検査実施箇所数	地点	14	14
河川愛護活動人員	人	932	1,000

重点的な取り組み

・水源かん養林を保全するための森林整備

施策1 循環型社会の構築

現状と課題

辰野町環境基本計画に基づき、自然を守り、安全で快適な環境をつくり、次世代に伝える目標 に向けた取り組みを行ってきました。

地球温暖化にともなう世界的規模の気候変動が発生するなか、町民一人ひとりが環境の重要性を認識し、持続可能な社会の構築に向けた取り組みに参加する必要があります。

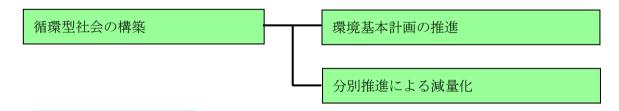
また、大量生産、大量消費、大量廃棄というシステムから成り立っている日本経済の根本が見直され、環境負荷の軽減を目的とした様々な取り組みがされています。そこで、ごみの適正な分別や資源物の適正な取り扱いにより、地球環境に負荷をかけない住みやすい環境の実現が求められています。

上伊那のごみをまとめて処理する新ごみ中間処理施設の建設事業が上伊那広域連合を事業主体 に伊那市内で進められています。町も都市施設として都市計画決定を行うなど、この事業に参加 しています。今後、施設の稼働に向けて、適正なごみ処理の周知が求められています。

基本方針

地球環境の保全を目指した一人ひとりの取り組みにより、循環型社会を形成します。

主要施策の体系



主要施策

◆環境基本計画の推進◆

・ 辰野町環境基本計画に基づき、環境施策として公害の防止、自然環境の保全、廃棄物の減量 等、快適な環境の創造、地球環境の保全に取り組みます。

◆分別推進によるごみの減量化◆

- ・可燃物や不燃物及び資源物の適切な分別・排出への取り組みを促し、地球にやさしい住みや すい環境づくりを推進します。
- ・新ごみ中間処理施設の稼働(平成31年稼動予定)に向けた住民の周知を図り、適正なごみ 処理を促します。

・出前講座やごみ処理施設等の見学等の啓発活動を行い、家庭や事業所から排出されるごみの 減量化や資源化を推進します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
一人一日平均ごみ排出量	g	607	551
紙類の資源物収集量	t	700	700
ペットボトルの資源物収集量	t	34	34
アルミ缶の資源物収集量	t	16	16
分別方法の出前講座、説明会	回/5年	10	27

- ・新ごみ中間処理施設の稼動に向けた収集方法の変更等住民への周知
- ・環境審議会の開催による環境基本計画の見直し

施策2 再生可能エネルギーの活用

現状と課題

現在使用されているエネルギー資源のほとんどは、化石燃料に依存する物です。これらの化石 燃料は、人類の大量消費によって、いずれ枯渇すると言われています。また、東日本大震災によ り停止した国内の原子力発電所は、徐々に再稼動を始めましたが、化石燃料による発電への依存 度が大きく向上しました。地球温暖化は、化石燃料の消費による二酸化炭素の排出が主たる原因 とされています。

一方、科学技術の進展により、太陽光発電、風力発電等、化石燃料を使用しない発電やバイオマスエネルギーを熱源とする等、二酸化炭素排出量の削減が急務です。小水力発電、地熱利用等の再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。

町では、太陽光発電設置への支援、役場の屋根等に太陽光発電を設置したり役場町民ホールにペレットストーブを設置する等、率先した取り組みを行ってきました。

今後は、辰野町再生可能エネルギー発電施設に関するガイドラインの適正な運用と周知徹底により、町民、事業者、行政の役割を明確にするとともに、取り組みを計画的に実行する必要があります。

基本方針

地球温暖化の防止を目指し、化石燃料に頼らないエネルギーの利用とエコライフを実現します。

主要施策の体系

再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギー導入の推進

主要施策

- ◆再生可能エネルギー導入の推進◆
 - ・民間及び公共施設へ太陽光発電等の新エネルギーの導入を進める一方で、省エネルギー活動 を推進し、地球にやさしいエコライフを実現します。
 - ・辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドラインの適正な運用と周知徹底を 図り、町民、事業者、行政の役割を明確にするとともに新エネルギー利用に取り組むことで、 地球温暖化を防止します。
 - ・各家庭や地域で活用できる自然エネルギーを紹介し、環境にやさしいエネルギーの普及啓発 に努めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
再生可能エネルギー機器設置への支援件数	件/年	13	13

- ・辰野町再生可能エネルギー発電施設に関するガイドラインの適正な運用と周知の徹底
- ・再生可能エネルギー導入に対する支援

施策3 省エネルギーの推進

現状と課題

快適で利便性の高い生活や経済活動は、様々な資源やエネルギーの大量消費によって支えられています。そして、その資源やエネルギーの大量消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を発生させています。

生活の快適性や利便性を維持・向上させながら地球環境の保全を図っていくためには、エネルギーの消費をできるだけ少なくし、エネルギーを有効利用していく等、環境への負荷をできる限り軽減していくことが必要です。

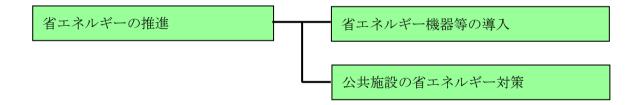
このため、不要なエネルギー消費を削減し、また、近年の技術の進歩にともなう省エネルギー機器の導入等、積極的な省エネルギー活動を実践する必要があります。

さらに、公共施設等大規模施設での消費エネルギーは大きく、公共施設での積極的な省エネルギーへの取り組みが必要です。

基本方針

省エネルギーの普及促進により、効率の良いエネルギー消費を目指します。

主要施策の体系



主要施策

- ◆省エネルギー機器等の導入◆
 - ・節電型機器の普及、ライフスタイルの転換、省エネ住宅の普及等の省エネルギーを推進・啓 発し、地球環境の保全に取り組みます。
 - ・辰野町環境基本計画に基づき各種の省エネルギーの啓発を行い、地球温暖化防止に努めます。
- ◆公共施設の省エネルギー対策◆
 - ・公共施設のエネルギー使用量を把握するとともに、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に 関する法律)に基づく管理標準を作成し、省エネ対策を推進します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
公共施設における消費電力量	kw	8,086(H26)	8,000
公共施設における灯油消費量	kl	701(H26)	640
公共施設における重油消費量	kl	32(H26)	20

重点的な取り組み

・エネルギー管理規定に基づく設備改善の計画策定。

将来目標② 健やかな笑顔あふれるまち (福祉・保健・医療)

政策1 地域で支える思いやりのある福祉の充実

施策1 高齢者福祉の充実

現状と課題

高齢化や核家族化が進み、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年(2000年)4月から介護保険制度が導入されました。平成27年(2015年)の改正で、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防をさらに充実した、地域包括ケアシステムの構築を目指すものとなっています。

一方で、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送ることのできる健康寿命の伸長が望まれています。そのためには、高齢者が積極的に社会に参加する機会を設ける等、生きがいの創出が必要です。

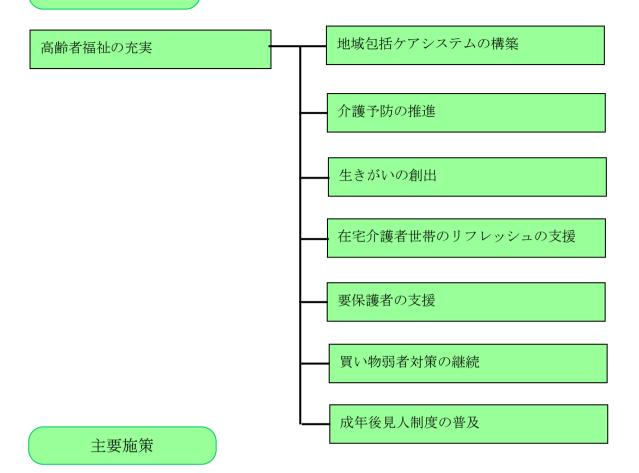
また、在宅介護者は、大きな負担を強いられており、その身体的、精神的なリフレッシュが必要です。

さらに、老人保護措置事業に基づく要保護者の把握、保護に努め、人間らしい生活の継続と社 会問題化している孤独死等を防止することが必要です。

基本方針

高齢者の生きがいの創出や自立を支援し、いつまでも住み慣れた地域での生き生きと安心 した暮らしを実現します。

主要施策の体系



◆地域包括ケアシステムの構築◆

・ひとり暮らしでも認知症になっても重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため医療と介護・福祉の切れ目のない支援・連携を強化します。

◆介護予防の推進◆

- ・地元が主体となって行う介護予防教室や健康教室、地域での交流事業について支援していきます。
- ・高齢者に対して、介護予防・生活支援サービス及び疾病予防・認知症予防・健康増進サービスを提供し、利用者ができる限り自立した生活を安心して送れるよう支援します。

◆生きがいの創出◆

・高齢者を理事者が訪問したり、町内老人クラブの自発的活動を支援する等高齢者の生きがい や健康増進を促進します。

◆在宅介護者世帯のリフレッシュの支援◆

・在宅介護者世帯に参加しやすい宿泊、日帰り旅行を企画・実施し、家族の身体的、精神的な リフレッシュを促します。

◆要保護者の支援◆

・要保護者の把握に努め、保護が必要な高齢者を支援します。

◆買い物弱者対策の継続◆

・スーパー等へ買い物に行くことができない高齢者等のため、町営バスや乗合タクシー等の公 共交通の利用を促し、またスーパー等の協力により買い物弱者対策を継続します。

◆成年後見人制度の普及◆

・成年後見人制度の普及、啓発、支援を行い高齢者の財産等を保護します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
介護予防事業の参加者数	人/年	6,609	7,000

- ・第6期辰野町高齢者福祉計画に基づく高齢福祉施策の実施
- ・地域包括ケアシステム実現のための地域包括支援センターの機能強化
- ・在宅介護者リフレッシュ事業の実施
- ・買い物弱者への支援
- ・認知症サポーター、生活支援サポーターの養成

施策2 障がい者(児)福祉の充実

現状と課題

障がいのある人を取り巻く制度については、国の動向等に配慮しながら快適で自立した生活を 送るための適切なサービスを提供していく必要があります。

障がい者(児)の自立を支援するため、辰野町地域活動(就労)支援センターの利用促進を図るとともに、施設の充実について支援する必要があります。

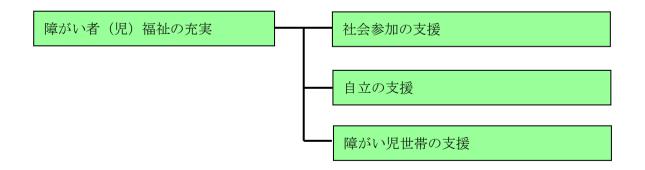
さらに、障がい者(児)が地域での生活を進めるうえで必要となるサービスや補装具等の物品の支給をしています。障がい者(児)の自立をより一層進めるために、国の制度に基づいたサービスを継続する必要があります。

また、関係機関と連携した特別児童扶養手当の給付や相談体制の充実等により、障がい児家庭を支援する必要があります。

基本方針

障がい者(児)の生活や社会活動を支援し、自分らしい生活と、社会参加を促進します。

主要施策の体系



主要施策

◆社会参加の支援◆

- ・障がい者(児)の社会活動、福祉活動を支援し、障がい者(児)の社会参加を促します。
- ・障がい者(児)のニーズに応え快適で自立した社会生活を送るため、障害者福祉に関する法 律、要綱等に基づき、適切なサービスを提供します。
- ・在宅で暮らしている障がい者に福祉タクシー券の交付等外出の利便を図り、社会参加を促します。
- ・辰野町地域活動(就労)支援センターを活用し、障がい者(児)の社会経済活動への参加、 就労訓練等を促進します。
- ・障がい者(児)の社会経済活動への参加、就労訓練等により一層の充実を目指します。

◆自立の支援◆

- ・障がい者(児)が必要とするサービスや物品等を提供し、障がい者(児)の日常生活の自立 化、円滑化を図ります。
- ・精神障がい者の交流・情報交換の場を設け、自立した生活ができるよう支援します。

◆障がい児世帯の支援◆

- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当の給付の窓口として関係機関との連携を図り、障がい児 の福祉の増進を図ります。
- ・障がい児世帯が安心して日常生活を送ることができるよう、相談体制について検討します。

- ・障がい者への福祉タクシー券の交付
- ・辰野町地域活動(就労)支援センターの活動支援
- ・障がい児世帯への相談体制の構築

施策3 生活困窮者への支援

現状と課題

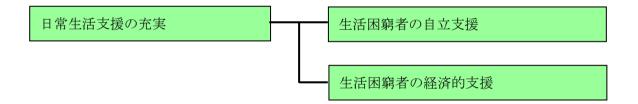
福祉事務所と連携して、生活困窮者のための生活相談や就労の支援等に取り組んできましたが、 社会経済状況の変化や働き方の多様化により生活保護世帯が増加傾向にあるなか、相談件数も増加しています。

生活保護の制度の利用により当面の生活の不安を解消しつつ、相談者へのきめ細やかな対応のなかで、就労等自立へ向けた対策を進める必要があります。

基本方針

生活に困窮する町民の自立に向けた支援を行い、安定した生活の構築を促します。

主要施策の体系



主要施策

- ◆生活困窮者の自立支援◆
 - ・生活困窮者への各種資金貸付制度の周知や就労支援等を図り、生活の自立を促します。
- ◆生活困窮者の経済的支援◆
 - ・生活困窮者の相談窓口として関係機関との連携を図り、健康で文化的な最低限度の生活を保 障します。

重点的な取り組み

・長野県上伊那生活就労支援センター「まいさぽ上伊那」との連携による自立支援

施策4 地域の支え合い活動への支援

現状と課題

地域での生活を住みやすいものにするためには、公的な福祉サービスの充実とともに、町民一人ひとりが互いに助け合う心を持つことが大切です。町でも地域社会福祉協議会や自主防災組織といった地域で支え合う組織が活動しています。これらの活動を支援し、地域福祉を増進させる必要があります。

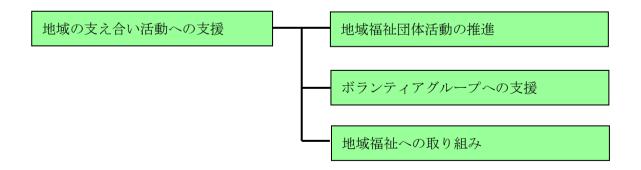
また、ボランティアグループによる自主的な福祉活動も活発に行われています。辰野町ボランティアセンターはこうした団体の拠り所として、活動の相談や援助、登録グループ相互の連携を図りながら、ボランティアグループの育成と支援に取り組んでいます。今後、ボランティアセンターの機能を強化し、活動を活性化する必要があります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域で暮らす高齢者や障がい者、また、小さな子どもまで含めた地域福祉に関する総合的な計画が策定されました。自助、互助、公助により、きめ細かい福祉が推進できるよう、個別の計画だけでなく共通する理念や基本方針に基づき、誰もが住みやすい社会を実現するための地域福祉への取り組みが必要です。

基本方針

地域ぐるみのきめ細やかな福祉サービスの充実と支え合い活動を支援し、福祉の担い手の 育成と、相互に連携できる仕組みを強化します。

主要施策の体系



主要施策

◆地域福祉団体活動の推進◆

・地域住民相互の活動を担う団体の育成を推進し、その活動を支援することにより、安心で住 みやすい地域づくりに努めます。

◆ボランティアグループへの支援◆

・ボランティアセンターの機能強化と活用を推進し、グループ相互の連携と資質の向上を促します。

◆地域福祉への取り組み◆

・誰もが住みやすい社会を実現するため、地域福祉計画に示された様々な施策について、町民 と行政が協働して活動します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26 年度)	目標値(H32年度)
ボランティアセンター登録団体数	団体	93	100
ボランティアセンター登録人数	人	2,931	3,000

- ・民生児童委員協議会の事業として地域の見守りの実施
- ・地域福祉計画の評価の実施

施策1 健康づくりの推進

現状と課題

各種健康診断・相談・訪問・教室等の事業を充実させ、生活習慣病の予防、感染症の予防、蔓延防止を図ってきました。町民の健康は町民自らが管理することが必要であり、そのための支援が求められています。

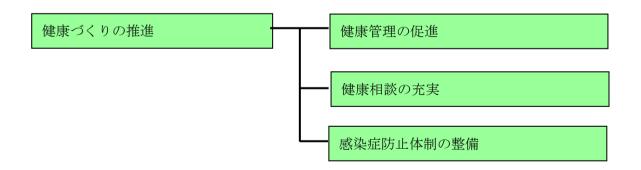
また、自らの健康管理のなかで不安を抱く町民を対象として相談会を開催してきましたが、より充実した健康相談が求められています。

近年、世界中で様々な感染症が報告されています。国や県では新たな感染症を防止するための 対策マニュアル等の整備を行っており、町でも危機管理として検討をしていますが、国や県と連 携して流行拡大を防止する体制の検討が必要です。

基本方針

自らの健康状態を知ることにより生活習慣病の予防や疾患の早期発見につなげ、心身ともに健康な生活を送ることができる環境をつくります。

主要施策の体系



主要施策

◆健康管理の促進◆

- ・30歳以上の町民に健康手帳を交付し、各種健診等の結果の記載による健康の自己管理を促します。
- ・生活習慣病の知識を啓発し、個人の生活習慣の改善を促します。
- ・生活習慣病に起因する疾病を予防、早期発見のため、健診の必要性を周知します。
- ・生活習慣病予防のための健診やがん検診の受診率の向上を図り、疾患の早期発見・早期治療

を目指します。

・在宅療養者で通院困難な方を対象に、歯科医師が訪問して健診を行い、良好な口腔の維持に 努めます。

◆健康相談の充実◆

- ・健康相談を実施し、個人の健康課題の解決を促します。
- ・自宅での相談を希望する方を対象に訪問指導を実施し、健康上の問題や介護に関する相談、 支援を行います。

◆感染症防止体制の整備◆

- ・新たな感染症の拡大への懸念に対し、国や県との連携を図り、発生の防止及び発生時の体制 の整備を行います。
- ・予防接種に関する情報の提供と予防接種の実施により、様々な感染症を防ぎます。
- ・普及啓発活動、結核検診等を実施し、感染症を予防します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
がん検診の受診率	%	29%	50%

- ・保健補導委員会、すこやか友の会、食生活改善推進委員協議会の活動支援
- ・各種健診・検診の受診率の向上
- ・24時間電話健康相談の実施

施策2 地域医療体制の充実

現状と課題

辰野病院は地域医療再生計画により、平成24年10月から現在の場所で診療を開始しました。 内科、外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科の8科を有していますが 整形外科、小児科、産婦人科等、常勤医師は不在で医師不足が顕著となっています。

一方、国では平成 37 年 (2025 年) に向け病床を削減する方向で、平成 2 8 年度までに各県へ「地域医療構想」の策定を義務付けています。辰野病院としてもこの「地域医療構想」に従った医療体制が求められます。また平成 2 6 年の診療報酬改定により、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。更に国では、この「地域医療構想」を踏まえた「新公立改革プラン」の策定を平成 2 8 年度までに行うこととしています。このように医療を取り巻く環境は大きな変換期を迎えています。

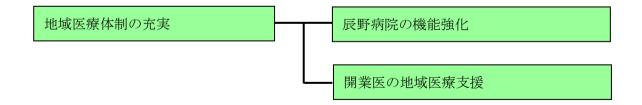
今後も町内医療機関、近隣病院との連携を強化し地域医療に取り組む必要があります。

町民の一次医療を担う開業医は、町内に7件が診療をしています。この開業医は、町民の健康を日常的に見守るほか、病気の際には、まず、診療を受ける場所です。近年、開業医が減少し、町民が安心して医療を受けることが難しくなっている地域であることから、町内での開業を促すことが求められています。

基本方針

辰野病院の機能向上と町内の医療機関が連携する体制を整え、適切な医療を受けられる環境を整備します。

主要施策の体系



主要施策

◆辰野病院の機能強化◆

- ・常勤医師の確保に努め、町民が安心して受診することができる病院づくりを推進します。
- ・病院を含めた地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた場所での生活を支援します。
- ・医療連携支援室を充実させ、入退院等の相談がしやすい場を提供します。

- ・計画的な医療機器の充実・更新を行い、医療体制の充実を図ります。
- ・患者の待ち時間を少なくするシステムづくりや、総合案内を継続する等、利用しやすい病院 を目指します。
- ・一次医療を担う町内医療機関と連携を図り、二次医療機関としての機能を強化します。

◆開業医の地域医療支援◆

・町内開業医が行う地域医療を支援します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
辰野病院の医師の数	人	11.7(H27)	13.0

- ・医師確保にむけた信州大学医学部、県の医師確保対策室への要望、人材バンク等の活用
- ・病院を含めた地域包括ケアシステムの構築
- ・県の策定する「地域医療構想」を踏まえての圏域内での協議
- ・医療連携支援室の強化
- ・町内医療機関の開業、医療機器更新の支援

政策3 健やかな暮らしを守る社会保障の充実

施策1 介護保険制度の充実

現状と課題

介護保険事業計画を3年ごとに見直し、介護保険サービスの実施目標を明らかにするとともに 適正な運営に努めてきました。今後も、介護保険事業計画に基づいた適正な運営を図る必要があ ります。また、町民へ介護保険制度の周知を図り、介護保険料の納付や制度の活用を円滑に行う 必要があります。

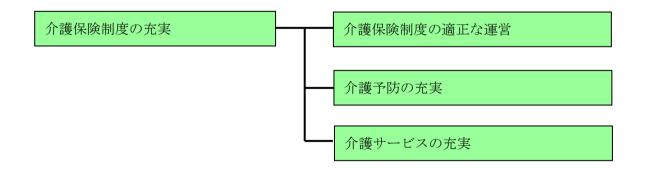
介護認定者の増加とともに、介護サービス給付費が増加しています。今後、予想される高齢者 人口の増加のなかで、介護予防の充実により健康寿命を伸長することで給付費を抑制し、健全な 運営を図ることが課題です。

また、辰野病院と連携を図りながらサービスを提供していた福寿苑は、平成26年9月に閉苑 しました。今後は、介護サービスの確保と質の向上のため、民間事業者や住民ボランティアとの 連携も必要となっています。

基本方針

適正な質の高い介護サービスを提供し、高齢者の自立生活を支援します。

主要施策の体系



- ◆介護保険制度の適正な運営◆
- ・介護保険事業計画に沿った介護保険認定者の生活の質の向上のため、介護保険制度の適正な 運営を行います。
- ・パンフレット、出前講座等を活用し、介護保険制度の周知を図ります。

◆介護予防の充実◆

・介護予防・日常生活支援総合事業への移行図り、介護予防をより充実します。

◆介護サービスの充実◆

・介護サービス事業所や住民ボランティア等との連携を強化し、介護サービスの質の確保と向上を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(年度)	目標値 (年度)
介護予防教室の開催回数	回/年	322(H26)	360

- ・第6期辰野町介護保険事業計画に基づく介護保険事業の推進
- ・地域包括ケアシステムの構築・辰野町地域包括支援センターの機能強化による医療・福祉・ 介護の連携

施策2 国民健康保険の健全運営

現状と課題

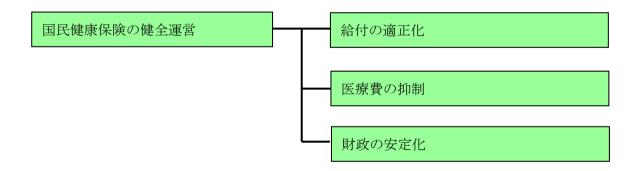
国民健康保険の健全化のために平成25年(2013年)度に税率の見直しを行いました。今後、 国民健康保険の適用の適正化や保険税の適正な賦課、保険給付の適正化を進める必要があります。

また、国の医療制度の大きな改革や高齢化の進行により厳しい財政状況が続くことが予想されるなか、町では人間ドック受診者補助、国保加入者の住民検診(各種がん検診)補助、生活習慣病予防教室、各種運動教室を行っており、町民自らが健康づくり等を推進し医療費の抑制を図る必要があります。

さらに、国民健康保険税率の見直しを常に行い、財政の安定化による健全運営を図る必要があります。

基本方針

国民健康保険の健全運営に努めます。



◆給付の適正化◆

- ・国民健康保険適用の適正化による財源の確保等に努め、国民健康保険給付の適正化を図ります。
- ・国民健康保険給付事業について、速やかで適切な事務処理を行い、被保険者が安心して医療 の提供を受けられるように努めます。
- ・医療制度改革について分かりやすい広報を行い、国民健康保険制度への理解を促します。

◆医療費の抑制◆

- ・特定健康診査や各種検診の受診率向上、疾病予防、健康づくり等を促進し、医療費の抑制に 努めます。
- ・健康教室を開催し、被保険者の健康づくりを促します。

◆財政の安定化◆

・国民健康保険税率を常に見直し、財政の安定化に努めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
特定健康診査の受診率	%	45	60

- ・医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知の送付
- ・70歳到達者への説明会の実施、地区別説明会の実施
- ・保健師による健康相談の実施

施策3 高齢者医療制度の健全運用

現状と課題

現在は、年齢が75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が運営されています。

保険の対象者が高齢者であることから、国の動向に合わせ十分な啓発活動を行い、適正に運用 することが必要です。

基本方針

後期高齢者医療制度を適正に運用します。

主要施策の体系

高齢者医療制度の健全運用

後期高齢者医療制度の適正運用

主要施策

- ◆後期高齢者医療制度の適正運用◆
 - ・高齢者医療制度への理解を促進します。

重点的な取り組み

・年齢到達該当者への説明会の実施

施策4 福祉医療体制の充実

現状と課題

福祉医療制度は、町民の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として、医療保険の自己負担の一部を町が助成しています。

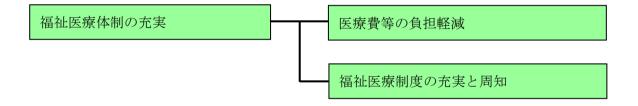
出生から18歳までの児童、生徒やひとり親家庭の母子、父子、父母のいない児童、障がい者 (児)等に医療費の支給を行<u>い</u>、子育て家庭等の経済的な負担の軽減を図っており、制度の継続 が求められています。

今後も、国や県等の動向をふまえ、給付内容等制度を見直し、充実を図る必要があります。 さらに、福祉医療制度の分かりやすい周知により、該当者の制度の有効活用を促す必要があります。 ます。

基本方針

町民の様々な事情に応じた医療費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。

主要施策の体系



主要施策

◆医療費等の負担軽減◆

- ・出生から18歳まで医療費支給を行い、子育てを支援します。
- ・障がい者(児)に対して医療保険の自己負担額を助成し、その健康保持、増進と生活の安定 を図ります。
- ・ひとり親家庭の母子、父子及び父母のいない児童を対象として医療費の支給を行い、福祉の 充実を図ります。

◆福祉医療制度の充実と周知◆

- ・国や県等の動向をふまえ、福祉医療制度の充実を図ります。
- ・福祉医療制度のわかりやすい広報を行い制度の周知を図ります。

将来目標③ 安心・安全なまち (防災・防犯・都市基盤整備)

施策1 災害に強いまちづくり

現状と課題

平成26年の長野県神城断層地震のような活断層による地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備え、防災対策の強化を進めなければなりません。近年の地球温暖化により、ゲリラ豪雨といわれる局地的な集中豪雨が各地で発生しており、これにともなう洪水や土砂災害も増え、洪水災害等における危険箇所等も存在しています。町内でも平成18年(2006年)7月に発生した豪雨災害により、かけがえのない人命が失われるなど、大きな災害が発生しています。町民の生命と財産を災害から守るためにも、「洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用して、これらの危険箇所の周知を図る必要があります。

このようななか、沢底区では「農山村を災害から守る会」は、地区内の危険箇所を抽出し、区 民の安全意識の高揚を図っています。今後、町内全域で同様な取り組みを行い、町民の防災意識 の高揚を図ることが必要です。

防災対策の強化が求められるなか、17区での自主防災組織の発足、消防体制の強化、防災施設の整備、公共施設の耐震化等に取り組んできました。また、新型インフルエンザや未知のウィルスによる新たな感染症の発生が危惧されています。国や県、町では様々な感染症の発生に備えて対応マニュアルを策定しています。

今後、さらに防災体制の整備を進め、町民の安全を確保する必要があります。

地域においては、防火水槽や消火栓の整備、機材の計画的な更新、災害時要援護者の防災対策、 消防団員及び奉仕団員の確保と組織の充実等を図る必要があります。

また、学校、庁舎の耐震化は完了しました。今後は、災害時の避難施設等の耐震化を進め、地震災害が発生した場合でも町民が安全に避難する場所の整備を行う必要があります。

大規模災害が発生した際には、早期の救急救命活動が救命率を向上させることから、普通救命 手当講習会等を開催しています。今後、救急救命率の向上のため更なる救急救命体制の推進が必 要です。

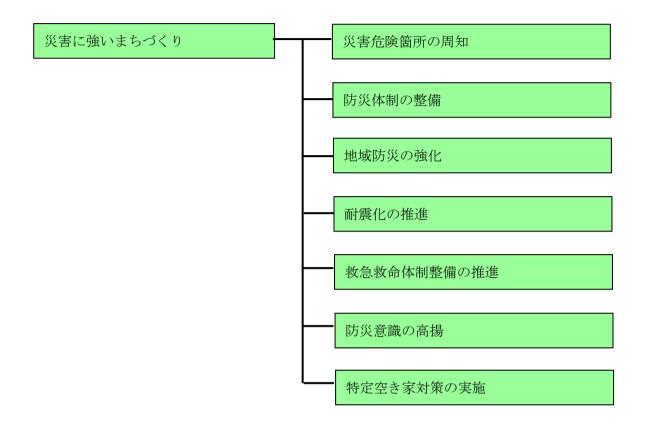
さらに、保育園や小中学校と連携して命の大切さについて考える機会の提供も必要です。

町内には、数は少ないものの特定空き家に該当する空き家が散見されます。特定空き家は、防 犯・防災の観点から様々な問題があるため、調査及び対応が求められています。

基本方針

防災体制の整備や地域防災の強化等、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進します。

主要施策の体系



主要施策

◆災害危険箇所の周知◆

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいた土砂災害警戒 区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域等を掲載した地域防災計画の適正運用によ り、災害に備えます。
- ・洪水、土砂災害ハザードマップの周知を図り、災害発生が予想されるときに、町民が自らの 安全を確保できる体制を整備します。
- ・「農山村を災害から守る会」は、沢底の危険箇所のリストアップを行い、また、小野ではレーザー航測データを用いた地形解析や地質踏査の調査を実施し、崩壊危険箇所のマップを作成するなど、今後は住民のニーズに対応した取り組みを行い防災力の向上に努めます。

◆防災体制の整備◆

- ・想定される災害から住民の生命財産を守るための防災訓練を実施し、予想される災害に備えます。
- ・防災行政無線については、難聴地域の解消を図ります。

- ・速やかな情報収集及び伝達と円滑な防災活動を図るため、告知システム(ほたるネット)、 緊急メールサービス、防災情報ステーション、民間からの気象情報等を有効に活用します。
- ・自主防災組織の活動環境を整備するとともに強化育成を図り、災害や被害を最小限とする組織づくりを推進します。
- ・災害時要配慮者の避難支援プランと災害時住民支え合いマップの更新と活用により、災害時 要配慮者対策の拡充を図ります。
- ・土砂災害の恐れのある箇所の防災対策を国や県に働きかけます。
- ・国や県と連携し河川改修事業を実施し、水害から町民の生命と財産を守ります。
- ・新たな感染症が発生した場合には、国や県と連携して拡大を未然に防ぎます。

◆地域防災の強化◆

- ・消防水利 (消火栓及び防火水槽) の整備・維持管理、消防機材の更新を計画的に実施し、地域防災の強化を図ります。
- ・地域の実情に応じた消防団活動の実施や消防団協力事業所の認定等により消防団が活動しや すい環境づくりを推進します。
- ・消防団活動の魅力と誇りを広報し、新たな消防団員の確保を図ります。
- ・災害時要配慮者に対する日常の防火防災対策の実施等を行い、安心で安全なまちづくりを推進します。

◆耐震化の推進◆

- ・災害時の避難施設等の耐震化を進め、町民の避難場所確保と災害対策拠点の安全性の向上を 図ります。
- ・希望する町民の住宅に対し、耐震診断、耐震補強工事の補助を実施し、安心で安全な住環境 の創出を図ります。

◆救急救命体制整備の推進◆

・AEDの使用も含めた応急手当の普及啓発、救急救命講習等の実施、救急救命普及員の増員等を図り、救急に対する意識の高揚と救命率向上に努めます。

◆防災意識の高揚◆

・保育園、小中学校と連携した講習会等を実施し、幼少期から命の大切さについて考える機会 を提供します。

◆特定空き家対策の実施◆

- ・空き家が増加しているなかで、適正な管理が行われていない空き家の持ち主に、適正な管理 を促し、必要に応じて助言・指導及び措置を行うために、各区からの情報提供によるデータ ベース等の整備と、空き家等対策計画の策定を行います。
- ・空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空き家は様々な法令が係わっている ことから、関係機関と情報共有、連携を取りながら空き家対策を進めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
公共施設 (避難施設) の耐震化率	%	83	100
救命救急講習会への参加人数	人	1,708	2,000
消防団員数	人	496	496
住宅火災報知器設置率	%	73.4	100
空き家台帳整備地区数	地区	0	17

- ・洪水・土砂災害ハザードマップの更新
- ・防災訓練の訓練内容の検討と町民の積極的な参加
- ・自主防災組織連絡会の開催
- ・災害時住民支え合いマップの地域による定期的な更新
- ・国・県との危険箇所の合同パトロールの実施
- ・空き家のデータベース整備と空き家等対策計画の策定
- ウェザーニューズの活用
- ・告知システム (ほたるネット)、緊急メール、防災情報ステーションの活用
- ・辰野町強靭化計画の策定の検討

施策2 安全な暮らしの創出

現状と課題

消費者を取り巻く環境については、流通システムの変化や情報化の急速な進展により、様々な 商取引の形態が出現し、大きく変化するなかで、訪問販売や通信販売等のトラブルも増加してい ます。さらに、特殊詐欺等新たな手口による犯罪も発生しており、特に高齢者が被害に遭う場合 が多くなっています。

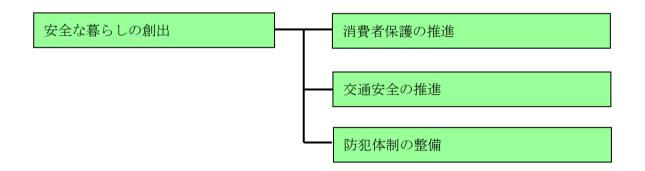
今後、消費者が正しい理解と選択のなかで、安全で適切なサービスの選択ができるための活動、 支援が求められています。

近年、高齢者に関係する交通事故が増えています。地域の実情にあった交通安全施設の整備や 児童、生徒、高齢者を対象とした交通安全講習会の開催等、交通安全対策の推進により交通事故 を未然に防ぐことが必要です。

防犯協会の構成団体を中心に防犯対策事業を実施してきました。今後も、地域防犯組織との協 働により刑法犯の発生件数を減少することが求められています。

基本方針

消費者トラブルへの対応、交通安全対策、防犯等により、安全な暮らしを創出します。



◆消費者保護の推進◆

- ・消費生活センターや警察等との連携を密にし、被害相談の提供や対応を行います。
- ・特殊詐欺等新たな手口による犯罪等の情報を提供し、被害を未然に防ぎます。
- ・成年後見制度の普及、啓発、支援を行い、高齢者の被害を防止します。

◆交通安全の推進◆

- ・地域要望で緊急性の高いものから防護柵、標識、反射鏡等の設置及び修繕を行い、道路交通 の安全性の向上を図ります。
- ・児童の登・下校時間に合わせた街頭指導、子ども交通安全教室を実施し、子どもの交通安全 対策を推進します。
- ・高齢者を対象とした交通安全講習会や啓発活動を実施し、交通事故の防止を図ります。
- ・街頭啓発や巡回車、広報たつの、ほたるチャンネル等による啓発活動を実施し、交通安全に 対する意識の向上を図ります。
- ・交通安全協会をはじめとする各種組織・団体や地域との連携により、交通安全指導を強化します。
- ・辰野町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の交通安全対策を推進します。

◆防犯体制の整備◆

・地域防犯組織による防犯パトロール等を充実し刑法犯発生件数を減少させます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
交通事故件数	件/年	38	30
シートベルト着用率	%	99	100

- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺被害防止のための情報提供及び関係機関との連携
- ・交通安全設備の設置及び更新
- ・辰野町通学路交通安全プログラムの推進
- ・交通安全指導の強化

施策1 計画的な土地利用の推進

現状と課題

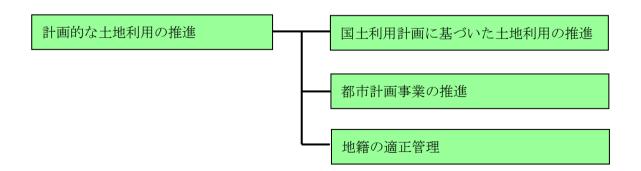
平成22年(2010年)度に国土利用計画(第2次辰野町計画)を策定しました。この国土利用計画(第2次辰野町計画)に基づいた計画的な土地利用を推進し、町土の均衡ある発展を図る必要があります。

都市基盤の整備を中心としたまちづくりについては、平成13年(2001年)度に都市計画マスタープランを策定し、平成24年(2013年)度には辰野駅前土地区画整理事業の廃止に伴う一部修正を行い、計画的に推進しています。辰野駅前土地区画整理地区については、駅前地区の実情に応じた計画の策定が求められています。

地籍調査は、現在まで事業計画面積(22.14k m²)の調査が終了しています。今後は、早期に法務局への登記を完了する必要があります。

基本方針

町民の生活や生産の基盤である町土を、長期的な視野に立って、安全で快適な生活環境の 確保と産業の発展を図るとともに、自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。



- ◆国土利用計画に基づいた土地利用の推進◆
 - ・国土利用計画(第2次辰野町計画)に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、健康 で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ります。

◆都市計画事業の推進◆

- ・都市計画マスタープランの見直しを行い、快適な都市の形成を目指します。
- ・辰野駅前地区の地区整備計画策定について検討します。

◆地籍の適正管理◆

・土地一筆ごとの地籍調査結果の登記事務を進め、災害復旧、公共事業や土地取引の円滑化、 課税の適正化、隣地との境界トラブルの防止を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26 年度)	目標値(H32年度)
都市公園整備率	m²/人	21.67	27.00
農地面積	ha	976	950

- ・都市計画マスタープランの改定
- ・地籍調査終了地区の登記事務の早期終了
- ・地区整備計画の策定

施策2 景観の保全と創出の推進

現状と課題

国では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、平成16年(2004年)に景観法が施行されました。これにともない長野県では平成18年(2006年)4月に長野県景観条例等を改正し、あわせて長野県景観育成計画を作成しました。

これらの条例等は町民に十分に周知されているとは言えず、町の良好な景観の保全、景観育成住民協定等の制度について、積極的に広報を行い町民の景観に関する取り組みを促進する必要があります。

町の景観育成への取り組みは、平成17年(2005年)に上平出地区のほたるの里景観育成住民協定が知事の認定を受けました。

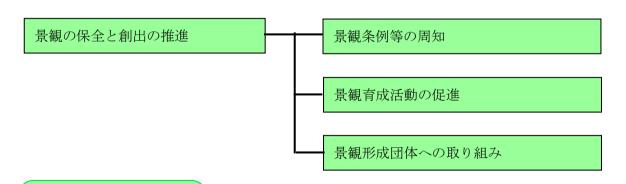
景観育成住民協定は、地域住民が、建物の色彩や形態等の外観や緑化等景観づくりのためのルールを決めて、皆でそれを守っていくため、一定の広さの土地や沿道を対象として締結した協定について、市町村の推薦を受け、長野県景観条例に基づき知事が認定するものです。

良好な景観を保全・育成するために、地域の特性に則した景観施策を計画的に進めていくこと が必要になってきました。

基本方針

地域ぐるみによる景観の保全と育成を進め、個性ある景観を次世代に継承します。

主要施策の体系



主要施策

◆景観条例等の周知◆

・長野県景観条例や長野県屋外広告物条例の周知を図り、良好な景観の維持・創出に努めます。

◆景観育成活動の促進◆

- ・景観フォーラム及び道路整備にあわせ地域への情報提供及び説明会を開催し、景観育成住民協定の指定、拡大を促します。
- ◆景観形成団体への取組み◆
 - ・景観形成団体への移行について検討します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
景観育成活動支援回数	回/年	3	3

施策3 計画的な交通対策の推進

現状と課題

町内の道路は、国・県道を中心に朝夕の通勤時間帯の交通渋滞が激しい箇所があり、交通渋滞の解消と円滑な交通が求められています。

また、国・県道等、狭隘な道路が、町道では適正な維持管理が必要な道路もあり、円滑で利用しやすい道路交通の確保が求められています。

さらに、国・県道をはじめ、町道でも歩道が設置されていない区間が多くあり、歩行者が交通 事故の危険にさらされているため、道路改良にあわせた歩道の設置が望まれています。

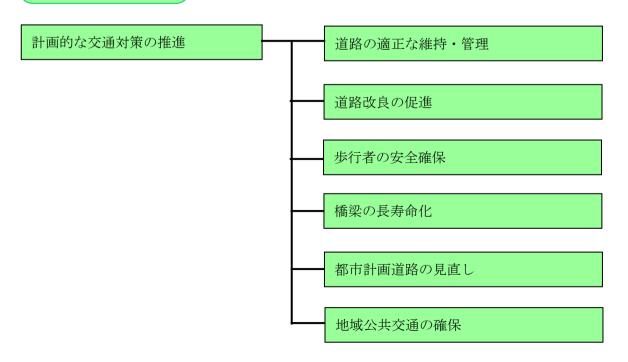
町では、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、厳しい財政状況のなか、橋梁の計画的な維持管理を 行い、長寿命化を図っています。今後も、計画を推進する必要があります。

都市計画道路は、長期未整備路線が多いため、辰野駅前広場を含む、都市計画道路辰野宮木線、 新町宮所線、新町赤羽線をはじめとする整備計画全体の見直しと整備が必要です。

町営バスは川島線、飯沼線を運行していますが、利用者の減少により厳しい経営を強いられています。また、平成25年(2013年)から、乗合タクシーを運行しています。今後、辰野町地域公共交通計画に基づき、交通弱者の生活交通を確保する必要があります。

基本方針

道路の整備や維持、歩行者の安全性及び公共交通の利便性の向上等により、快適で安全な 交通環境を創出します。



◆道路の適正な維持・管理◆

- ・道路の適正な維持管理を行い、安全な交通を確保します。
- ・地域の要望及び道路パトロールを行い道路維持・補修を行います。
- ・降雪や路面凍結状態における、通勤通学時の幹線道路や急勾配道路の交通確保を行います。
- ・道路や歩道の除雪のため、区で購入し管理する除雪機等について、購入補助を行います。

◆道路改良の促進◆

- ・羽北道路網計画に基づいた春日街道先線等の道路改良を行い、交通渋滞の解消を目指します。
- ・国・県道の道路改良事業について地域の合意形成を行い、整備を促進します。

◆歩行者の安全確保◆

・国・県道や町道の歩道設置事業に取り組み、歩行者の安全確保を図ります。

◆橋梁の長寿命化◆

・橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に維持管理を行い、安全な交通環境の維持に努めます。

◆都市計画道路の見直し◆

・実現性や安全性の高い道路を目指し、都市計画道路のルートや幅員構成等の見直しを行います。

◆地域公共交通の確保◆

- ・地域公共交通計画(町営バス川島線、飯沼線、乗合タクシーの運行)に基づき、交通弱者の 利便の向上を目指します。
- JR辰野線、飯田線の利用促進を検討します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
町道の改良率	%	40.7	42.0
橋梁改良数	箇所	0	8

重点的な取り組み

・国道153号宮所地区・小野地区、県道14号線(下諏訪辰野線)平出上町、県道19号線

(伊那辰野停車場線) 樋口地区等の道路改良事業について地域の合意形成と、整備の促進

- ・県道14号線(下諏訪辰野線)平出上町、県道19号線(伊那辰野停車場線)樋口、県道50号線(諏訪辰野線)平出上町及び町道2号線(新樋線)の歩道設置事業による、歩行者の安全確保
- ・生活に密着した生活道路の舗装、改良を重点的、集中的に実施
- ・町営バス、乗合タクシーの時刻表、運行経路について利用者の利便性向上のための検討

施策4 上水道事業の推進

現状と課題

辰野町の水道事業は、辰野町の経営する辰野町上水道と、地元の水道組合が中心になって管理 する簡易水道等の小規模水道があります。

上水道は、平成27年(2015年)3月現在7,875世帯に給水しています。

水道本管は、下水道管の布設にあわせて老朽管の布設替を実施しましたが、有収率の改善状況 が思わしくないため、漏水調査等の対策が必要です。

水道水については、安定供給とともに、安全な水を供給することが最重要課題で、上水道、簡 易水道ともに適正な維持管理を行い定期的な水質検査を行って、水質維持に努めています。

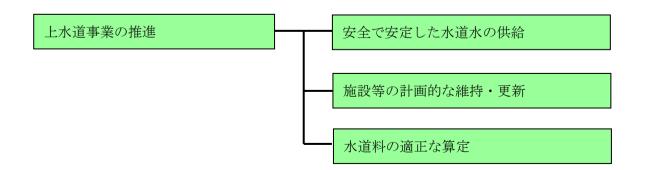
今後、新たな水源確保、水源の統合、新たな宅地化地域への給水の検討等、水の需要増大に対応できる安全で安定した水道水の供給が求められています。

また、湯舟配水池の耐震化工事は完了しましたが、水道施設や水道本管には地震に対応できる耐震化が済んでいない箇所も多く残されています。今後は重点的に、拠点となる水道施設及び重要な水道本管について、災害発生時にも安定した水道水を供給するために、計画的に更新、修繕を行う必要があります。さらに、それぞれの水道施設は無人で運転しているため、監視警報システムの整備、強化等を行って、緊急時には迅速に対応できる体制の強化が求められています。

今後も、計量法に基づき水道メーターを計画的に更新し、適正な水道料の算定を行っていきます。

基本方針

新たな水源の確保や上水道網の再編・整備を進め、安全な水道水を安定供給します。



◆安全で安定した水道水の供給◆

- ・新たな水源の調査や検討と水道施設の適正な管理を行い、安定した水道水の供給を図ります。
- ・水道法に基づく原水や浄水の水質検査計画の策定及び水質検査結果をホームページで公表し、 町民が安心して水道水を利用できる環境を提供し続けます。
- ・有収率向上のために漏水調査、修理を行い、経営の効率化と安定した水道水の供給を図ります。

◆施設等の計画的な維持・更新◆

- ・水道施設及び水道本管の更新や耐震化を進め、安定した水道水の供給を図ります。
- ・基幹となる浄水場や配水池の改修や耐震化を進め、地震発生時にも水道水を供給できる緊急 給水拠点施設として整備します。
- ・水道ビジョンに示す将来の水道事業一本化に向け、施策の研究などを小規模水道と共同で進めるとともに、簡易水道補助金の活用を促して簡易水道施設整備を進め、小規模水道の安定供給を図ります。
- ・施設の計画的修繕と、監視警報システムの整備、強化等維持管理に必要な対策を行い、故障 や断水事故に迅速に対応します。

◆水道料の適正な算定◆

・計量法に基づき、計画的に水道メーターの取替を実施することで、正確な使用水量を把握し、 適正な水道料の算定を行います。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
有収率	%	73	82

- ・有収率の向上のため、漏水調査の計画的な実施と漏水発生箇所の修理
- ・安定した水道水の供給のため、平成29年度までに藤沢水源整備工事を実施
- ・平成27年度策定(予定)管路耐震化増径計画に基づき、事業費の平準化を図りながら計画 的に水道本管の耐震化
- ・水道事業の一本化に向け、他自治体の情報を得て、小規模水道との意見調整会議を行い ながら、施策の研究、検討

- ・小規模水道の安定供給のため、簡易水道補助金を活用した施設の改修
- ・適正な設備の維持管理のため、電気計装設備、精密水質計器、ポンプ設備の保守点検業務委 託
- ・安全安心な水道水の安定供給のため、駒沢浄水場改修工事を実施、井出の清水配水池耐震化 工事の計画

施策5 下水道事業の推進

現状と課題

下水道エリアマップに基づき、町内全域において公共下水道等の下水道整備を進めるとともに、水洗化を促進しました。

平成26年(2014年)3月現在の普及率は、99.3%(農業集落排水事業及び浄化槽を含む)に達し、事業認可区域の整備が計画どおりに進捗しました。

公共下水道区域や農業集落排水事業対象区域以外の地域での浄化槽の設置が進んでいますが、さらに、住環境や河川環境の向上を図るための事業の推進が必要です。

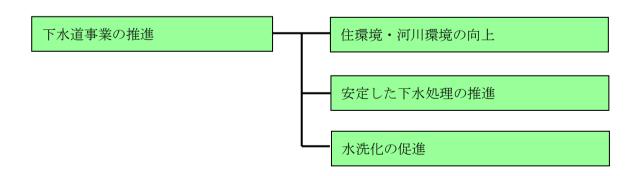
下水処理施設の管理にあたっては、下水処理施設長寿命化計画に基づく設備や機器の更新が必要です。また、効率的な農業集落排水処理を目指して、下水道処理区域との統合を検討するなど、安定した下水処理の推進が必要です。

公共下水道の整備は認可面積の100%、農業集落排水事業は計画していた地区の施設整備は 完了しました。今後は、計画区域内の町民へ下水道等への接続を促し、快適な住環境<u>の</u>創出を推 進する必要があります。

基本方針

計画的な下水道施設の整備・更新と水洗化を推進し、快適な住環境を創出します。

主要施策の体系



主要施策

◆住環境・河川環境の向上◆

- ・公共下水道・特定環境保全公共下水道において定期的な事業認可計画の見直しを行い、生活 排水施設による住環境の向上を図ります。
- ・公共下水道、農業集落排水事業の対象区域以外の地区では、浄化槽の設置を推進し生活環境

と河川環境の向上を図ります。

・公共下水道、特定環境保全公共下水道事業の処理場で適正な水処理を行うため、事業所の立ち入り検査を継続して実施します。

◆安定した下水処理の推進◆

- ・下水道処理施設長寿命化計画に基づき設備や機器等の更新を行い、適切な日常維持管理により安定した下水処理を行います。
- ・特定環境保全公共下水道処理施設において、汚泥処理施設を新設し、安定した下水汚泥の処理を図ります。
- ・ 辰野町下水道総合地震対策計画に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理場及 び重要管路の耐震化を推進します。
- ・下水道・浄化槽の正しい使い方の啓発活動を行います。
- ・効率的な農業集落排水処理を実現するため、下水道処理区域への統合を検討します。

◆水洗化の促進◆

・下水道処理区域では、下水道への接続を促し、快適な住環境の創出を推進します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
下水道普及率	%	99.3	99.8
水洗化率	%	93.5)	95.6
重要管路の耐震化率	%	_	100

- ・「水資源・資源循環のみち2010構想」(平成27年度見直し)に基づいた、生活排水施設による住環境の向上
- ・辰野水処理センターでは平成26年度から、小野水処理センターは平成29年度から長寿命 化計画に基づいた改築・更新工事の着手
- ・小野水処理センターでは、平成29年度末の供用開始を目指した定置式脱水機の新設工事の 着手
- ・辰野水処理センターは平成28年度から、重要管路は平成27年度から総合地震対策計画に 基づいた耐震化工事の着
- ・異物流入が確認された場合の速やかな対応と該当地区への防止啓発
- ・辰野北部地区、沢底地区農業集落排水事業の公共下水道への統合の検討

施策1 移住・定住の促進

現状と課題

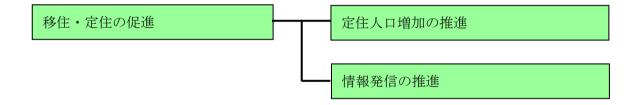
町内の人口は、昭和60年(1985年)をピークに減少に転じ、今後もその傾向は続くと推計されています。今後、U・I・Jターンの促進などによる、定住人口の増加が求められています。 そのため、移住者の生活の基礎を築くための取り組みが求められています。

また、定住人口を増加させるためには、様々な機会を通じて、辰野町の魅力や、移住・定住に 関する情報を発信して行くことが必要です。

基本方針

辰野町の移住に関する情報の発信と受け入れ態勢の充実により、 $U \cdot I \cdot J$ ターンを促進します。

主要施策の体系



主要施策

◆定住人口増加の推進◆

・辰野町へのU・I・Jターンを促進し、移住者の生活の基礎を築くために、辰野町移住定住 促進協議会や地域おこし協力隊員制度、集落支援員制度などとの連携による定住促進に取り 組みます。

◆情報発信の推進◆

- ・町のホームページを活用して、移住、定住に関する詳細な情報を発信し、移住希望者を辰野町に誘導します。
- ・移住・交流推進機構 (JOIN) 及び田舎暮らし「楽園信州」推進協議会と連携し、ホームページやパンフレット等を活用して移住や地域イベント等の情報を積極的に発信します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
移住の検討に着手した世帯数(5年間)	世帯	3 世帯(H27)	20 世帯
移住定住促進イベントへの年間参加回数	□	6 回(H27)	10 回

- ・辰野町移住定住促進協議会における会員同士の連携の強化と、積極的な施策の提言
- ・田舎暮らしセミナーへの積極的参加
- ・田舎暮らし体験プログラムの充実と、交流人口の増加の促進
- ・地域おこし協力隊員の継続的招致と有効活用
- 集落支援員制度の導入
- ・空き家バンク登録物件の増加と利用推進
- ・空き家バンクを利用した改修等への補助制度の促進
- ・専用ホームページ「たつの暮らし」の充実と県「楽園信州」ホームページなどとのリンクを 強化

施策2 快適な居住環境の形成

現状と課題

いつまでも辰野町に居住していただくためには快適な居住環境の形成が欠かせません。居住環境形成のため住宅改修時の支援を行うとともに、危険な家屋の解体を促進する必要があります。

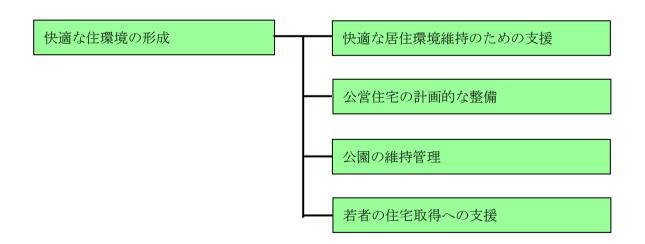
現在、町内には12箇所の公営住宅がありますが、なかには老朽化が進行している建物があり、 居住者の高齢化も進んでいることから、公営住宅長寿命化計画に基づき、管理改善を図る必要が あります。また、改善に際しては、高齢者や障がい者へ配慮した施設とすることが求められてい ます。

町内に13箇所ある都市公園のうち10箇所は地元区が管理し、遊具等の補修は町が行う等協働により安全で快適な公園の維持に努めてきました。今後も、指定管理者制度、協働活動により安全で快適な公園環境を維持する必要があります。

基本方針

住宅改修の補助や計画的な公営住宅の整備や公園の維持管理の徹底等により、快適な住環境を形成します。

主要施策の体系



主要施策

- ◆快適な居住環境維持のための支援◆
 - ・住宅の改修におけるリフォーム補助金の活用を促進します。
 - ・倒壊のおそれのある危険な空き家の解体補助を行います。

◆公営住宅の計画的な整備◆

・公営住宅長寿命化計画に基づき管理改善を推進し、良好な住環境の維持に努めます。

◆公園の維持管理◆

- ・指定管理者制度、協働活動による公園の管理を行い、安全で快適な公園を維持します。
- ・公園利用者の安全・安心の確保と、公園施設の適正な管理のために、公園施設長寿命化計画 に基づき施設の更新や整備を行います。

◆若者の住宅取得への支援◆

・若者の住宅取得に対する補助を行います。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
公営住宅長寿命化計画に基づく改善戸数	戸	0	26

- ・リフォーム補助金の継続
- ・倒壊のおそれのある危険な家屋への解体補助
- ・子育て世代マイホーム大作戦応援事業(若者住宅取得奨励金)の実施

施策3 環境保全の推進

現状と課題

町民の健全な生活を維持するためには、公害の発生を未然に防止する必要があります。町では、主要道路の騒音の測定、主要河川での水質検査、主要地点での地下水水質検査を定期的に行っており、今後も継続する必要があります。

公害苦情が寄せられた場合には、県等の関係機関と連携して改善指導を行い、早期に解決することが望まれています。

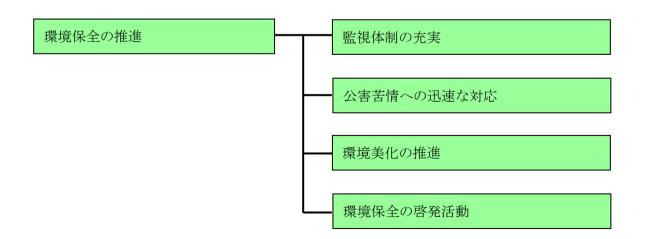
学校教育、企業等における環境学習や、530運動等町民主体の環境美化の活動が拡がりをみせていますが、今後一層の普及が必要です。

不法投棄の早期発見のため、不法投棄監視員を任命し、月2回の監視を依頼しています。しか し、林道脇や河川沿い等への不法投棄は増加する傾向にあります。今後も、発見が遅れる林道や 河川等、人目につかない箇所における不法投棄の早期発見に努める必要があります。

さらに、住環境を保全するための啓発活動を積極的に展開し、町民の意識を向上させる必要があります。

基本方針

迅速で適切な対応と日常監視による公害防止に努め、不法投棄のパトロールや環境美化の 推進により良好な住環境を維持します。



◆監視体制の充実◆

・騒音の定点測定調査や監視活動等により、公害の無い快適な生活環境の保全に努めます。

◆公害苦情への迅速な対応◆

・公害は大小にかかわらず未然に防止することが基本であり、地元区等関係機関との連携により、迅速・適切に対応し、住環境の回復を図ります。

◆環境美化の推進◆

- ・地域住民による監視や定期パトロール、意識啓発等により、きれいなまちづくりを推進します。
- ・530運動を推進し、きれいな住みやすい環境づくりを維持します。

◆環境保全の啓発活動◆

- ・児童・生徒が、環境ポスターや標語等の作成や環境学習に取り組む機会を提供し、環境問題 への意識向上を図ります。
- ・公民館活動や職場、地域、学校等において環境や分別に関する出前講座等を実施し、地域住 民の環境への意識向上を促します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
環境基準・要請限度を超えた件数	件	15	5
環境関連出前講座の実施回数	回/5 年	10	27
公害苦情件数	件/年	13	7

- ・騒音調査、河川水質調査、井戸の水質検査の実施
- ・衛生自治会と協力し、広報たつの、町ホームページを通じての環境美化や不法投棄防止の広報、啓発
- ・530運動の実施

施策1 情報通信基盤の活用による行政サービスの充実

現状と課題

町では、情報通信技術(ICT)を活用して、いつでも、どこでも、誰もが、必要なサービスの利用や、情報を入手できる社会の実現を目指し、地域と行政の情報化を進めてきました。

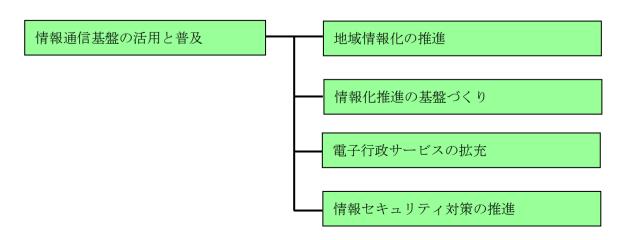
ホームページや電子メールによる情報提供や電子申請等の電子行政サービスの充実に取り組み、 基幹業務は、上伊那広域連合を構成する8市町村で共同電算処理を行い、効率化を図るとともに、 自動交付機やコンビニエンスストアでの交付等による住民票等証明書の広域交付サービス等にも 取り組んできました。さらに平成28年1月からはマイナンバー制度が始まり社会保障、税、災 害対策の分野で活用されます。

一方で、平成13年(2001年)度に整備した町光ファイバ通信網により公民館等の公共施設に提供しているインターネットサービスは、地域では、十分に活用されていない状況です。また、スマートフォンのような手のひらに乗るモバイル端末が普及し、サービスの利用方法や形態も変化をしています。さらに情報化の急速な進展より利便性が高まる反面、個人情報の漏洩や、情報システムやネットワークの故障、停止による業務やサービスの停滞等、安全性、安定性の不安もより一層高まっています。

今後も、国の方針や技術面、社会面の動向をふまえながら、さらなる電子行政サービスの拡充 を図るとともに、セキュリティ対策を充実させ、いつでも安心して利用できる行政サービスを整 えることが求められています。

基本方針

情報通信基盤の有効活用、情報化とセキュリティ対策の推進により便利で安心な電子自治 体を構築します。



◆地域情報化の推進◆

・地域情報化計画に基づき、地域や行政の情報化を計画的に進めます。

◆情報化推進の基盤づくり◆

- ・町光ファイバ通信網等を活用し、情報化により、地域や学校、企業活動を活性化します。
- ・無線WiFi環境を活用した地域情報化を推進します。

◆電子行政サービスの拡充◆

- ・町民視点に立った電子行政サービスの拡充で、ユビキタス社会を構築します。
- ・情報システムと業務の最適化により、業務の効率化、迅速化を図ります。
- ・マイナンバー制度についての周知、広報を行い、安心安全な運用を図ります。

◆情報セキュリティ対策の推進◆

・セキュリティ対策の推進により、個人情報の保護に配慮し、安心、安全に利用できる電子行 政サービスを実現します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
電子申請利用率	%	17	36

- ・地域情報化計画に基づく推進
- ・無線WiFiの整備
- ・マイナンバー制度の安心安全な運用
- ・標的型サイバー攻撃に対するセキュリティ確保

将来目標④ 仕事に活力と魅力があるまち (産業振興・雇用確保)

施策1 農業の新たな展開の推進

現状と課題

国の農業政策の転換や米価の低迷、農山村部の少子高齢化等農業を取り巻く状況は厳しく、後継者不足、遊休農地の拡大等多くの課題を抱えるなか、土づくりセンターを中心に畜産農家と農家が連携した有機農業の取り組み等により、農産物の高付加価値化と生産基盤の強化に取り組んできました。しかし、近年は、厩肥農家の減少が著しく、さらに、施設の老朽化も進んでいることから、土づくりセンターのあり方について検討する必要があります。

また、地域の連携体制については、町営農センターを中心に、地区営農組合を設立してきました。平成24年(2012年)には、5営農組合を一本化して「たつの営農組合」が設立され、平成28年の営農組合の法人化により農地の流動化が期待されます。農地中間管理事業を活用し、担い手に農地の集積・集約化の推進が必要です。

農家戸数の減少や高齢化が進行する中、農業の安定的な発展や地域社会の活性化を図るために、 農業経営の体質強化と安定化に向けた担い手への各種支援を行うとともに、意欲と能力のある多様な人材を確保、育成し、効率的かつ安定的な農業経営体である認定農業者が農業生産の源を担う農業構造の確立を図ることが必要です。

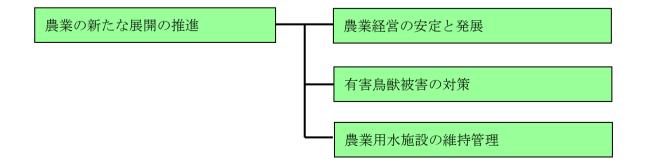
さらに、農業の発展を支援するためには、住民との協働で農業用水施設等の維持管理を行い、 農業用水の安定供給を図る必要があります。

また、農作物被害防止対策として、有害鳥獣駆除対策協議会、関係機関とタイアップした総合的な取り組みや、辰野町鳥獣被害防止計画に基づき、被害の発生状況に応じて必要な個体数調整を行い、侵入防止柵の整備など被害防止対策を計画的に進めることが必要です。

基本方針

効率的で安定した営農形態の構築等、農業経営の基盤強化等農業の新たな展開を推進し、 農業を振興します。

主要施策の体系



主要施策

◆農業経営の安定と発展◆

- ・需要に即応した米作りを推進し、水田農業経営の安定と発展を図ります。
- ・認定農業者や新規就農者などの担い手育成、集落営農の組織化・法人化、農業経営法人化等を推進し、農業経営の安定化を図ります。
- ・農業振興に携わる農業関係機関及び生産者が一体となり、他産業とも調和のとれた長期的かつ総合的な農業の振興を図ります。
- ・各種融資制度の周知や経営相談等を実施し、農家の経営の安定化を図ります。
- ・土づくりセンターによる有機堆肥の供給を引き続き実施し、地域農産物の高付加価値化を促進しますが、厩肥農家の減少や施設の老朽化に伴う、土づくりセンターのあり方については 検討課題です。
- ・農業委員会の適正な運営に努め、農業の振興に資するために、農地を適正に維持・管理します。
- ・農地中間管理事業を推進し、担い手に農地の集積、集約化を図ります。

◆有害鳥獣被害の対策◆

・有害鳥獣の対策を実施し、関係機関・組織と協力して農作物等の被害を防止します。

◆農業用水施設の維持管理◆

- ・水路、頭首工、ため池等の点検と管理を行い、農業用水の安定確保を図ります。
- ・老朽化した農業用施設の改修を住民との協働も含めて行い、用水の安定供給と効果的な排水 を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
遊休農地の面積	На	115	115
認定農業者数	人	20	21
有害鳥獣被害額(鳥害除く)	千円/年	12,226	10,000

- ・国から示される、米の生産数量目標を守りながら小麦、大豆、そばなどの戦略作物の振興を 図ります。
- ・認定農業者や担い手育成、集落営農の組織強化、農業経営の安定化を図ります。
- ・捕獲を含めたサルの複合対策
- 有害鳥獣対策値域協議会の設立支援
- 多面的機能支払事業の推進
- ・有害鳥獣対策としての里山整備の推進
- 有害鳥獣被害対策の推進
- ・有害鳥獣駆除対策協議会への支援強化
- ・捕獲活動経費の直接支払い
- ・農地中間管理機構の活用による担い手への農地集積、集約化

施策2 6次産業化の推進

現状と課題

町内では、様々な農産物や特用林産物が生産されていますが、その生産された農作物等のほとんどは、生産されたままの素材の状態で出荷、販売されています。

近年、これら農産物等が生産された地域で加工し付加価値を追加したうえで、販売する取り組みが活発化しています。これらを6次産業と位置づけ、農業の振興、地域での新たな雇用の創出や経済の活性化に寄与しています。

このような、生産物に付加価値をつけるとともに、辰野町にしかない商品の開発を通じ、地域 のにぎわいの創出に繋げることが求められています。

基本方針

6次産業への取り組みにより、生産物の付加価値を高めた辰野町にしかない製品を開発し、 地域活力の向上をめざします。

主要施策の体系

6次産業の推進

6次産業化の推進

主要施策

◆6次産業化の推進◆

- ・町の特色を活かした特産物の研究や安心安全な農産物の栽培など、ブランド化を図り、販売力 を高める取り組みを支援します。
- ・地元農産物を活用した加工品の開発、販売や農業と観光との連携など6次産業化の取り組み を推進します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
6次産業に取り組む団体数	団体	3	5

- 人材の確保、育成
- ・関係機関、団体等の連携や共同化の促進
- ・商品開発、製造、地産地消等の実践
- ・販路開拓、販売先を想定した取り組みを促進
- ・経営規模・能力のあったレベルからの計画的な取組みと段階的な事業拡大

施策3 林業の振興

現状と課題

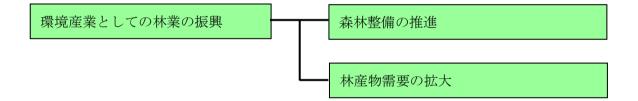
日本の林業は、安価な外国産の木材の輸入により、その競争力が失われています。このため、 各所で林業の衰退により山地の荒廃が発生しています。

林業の振興のためには販売体制の研究や需要の拡大等により、林産物や特用林産物需要の拡大 を図る必要があります。

基本方針

森林整備の推進や森林の多面的機能の利用により、環境産業としての林業を振興します。

主要施策の体系



主要施策

◆森林整備の促進推進◆

- ・林道、作業道の維持管理を行い、森林の保全、除間伐の推進を図ります。
- ・間伐対策事業費補助金、長野県森林づくり県民税を活用し、森林の整備を図ります。
- ・各地区での森林事業の主団体である生産森林組合の運営の一部を補助します。
- ・森林機能を高めるための除間伐を実施した森林所有者に対し、範囲内で補助金を交付します。
- ・鳥獣など進入経路となる農地際の里山整備の一部を補助します。

◆林産物需要の拡大◆

- ・販売体制の研究、需要の拡大等を促し、林産物や特用林産物の利用を促進します。
- ・土木用材、ペレットや薪といった木質バイオマス、町の特産品であるまつたけや山菜などの 森林資源の多様な利活用を研究します。
- ・松くい虫、有害鳥獣などから森林を守り、林産物、特用林産物への被害を防ぎます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
森林経営計画に基づいた間伐面積	ha	44	50
マツタケ増産に取り組む各地区山林組合の 担い手育成数 (マツタケ山管理士等)	人	11	15
林産物、特用林産物の販売額	千円/年	81,195	90,000

- ・ 林産物の販路拡大
- ・まつたけの増産に向けての研究
- ・総合木質バイオマス事業である信州 F・power プロジェクトへの町内木材供給の推進
- ・里山の環境整備への協力
- ・林道等関係する山林団体と協力しての維持管理
- ・松くい虫未被害アカマツ林の有効利用
- 森林経営計画の地域策定

施策4 にぎわいを創出する商業の振興

現状と課題

地域生活に密着した個性的で活力ある商店街の形成を目的に、中心市街地商業等活性化基本構想を策定しましたが、進捗はみられませんでした。

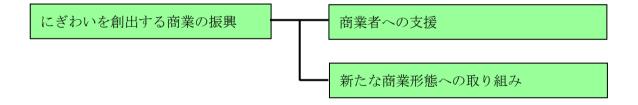
今後は、起業や企業誘致等の支援、空き店舗利用の促進等、町の商業を振興させるために商業 者への支援が必要です。

また、商業の発展を図るため、既存の形態にとらわれない商業への取り組みについて検討する 必要があります。

基本方針

消費者、利用者ニーズの多様化と時代の変化に対応した商業・サービス業の活性化と経営 安定のための支援により、にぎわいの創出と商業を振興します。

主要施策の体系



主要施策

◆商業者への支援◆

- ・企業誘致、起業等新しい商店街づくりを支援し、より多くの人が集える商店街を目指します。
- ・制度資金のあっせんにより利子及び保証料の補給を行い商業者の経営の支援を行います。
- ・商工会の活動を支援し、商業の振興と経営改善及び後継者育成への取り組み支援を行います。
- ・空き店舗利用や元気な商店街づくりへの取り組みを支援し、商店街の活性化を図ります。
- ・ポイントカード等のサービスやイベント展開により地域消費の拡大、商業者の活性化を図ります。

◆新たな商業形態への取り組み◆

・資源の再発掘、商品開発、インターネットを通じた情報発信等を促進し、商業の発展を目指します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(年度)	目標値(年度)
商工業誘致及び振興補助金の補助対象機業 者数	企業	19(H26)	20
年間商品販売額	万円	23,932(H26)	25,100
地元滞留率	%	26.0(H26)	38.0

- ・空き店舗の利用補助金の新設と活用の研究
- ・ほたる祭りに空き店舗利用によるおもてなし空間、休憩スペースの設置
- ・プレミアム付商品券、ポイントカード等イベント展開による商店街の活性化

施策5 活力を生み出す工業の振興

現状と課題

町の工業は、生産用機械器具製造業・業務用機械器具製造業・金属製品製造業とが併せて全体 の約5割を占めています。

日本全体では、平成24年(2012年)12月に発足した第2次安倍政権で安倍首相が打ち出した経済政策による経済の拡大が見られますが、辰野町を含む地方部では、その実感が薄いのが現状です。今後も、町内での雇用の確保を図るため、様々な経営支援を行う必要があります。

平成16年(2004年)度に、企業誘致、既存企業に対する支援を目的として商工業誘致及び振興条例を制定し、北沢工業団地、新町工業団地や大規模工場跡地等への企業誘致に取り組むなかで、優良企業の誘致を実現してきました。

工業団地を造成しても進出する企業も少なく、売却出来ずに塩漬けの土地として残る団地も増えている中、進出企業の個々の要望に応える、いわゆるオーダーメイド方式の工業団地の確保、町の土地条件や環境にあった企業誘致を進めていく必要があります。

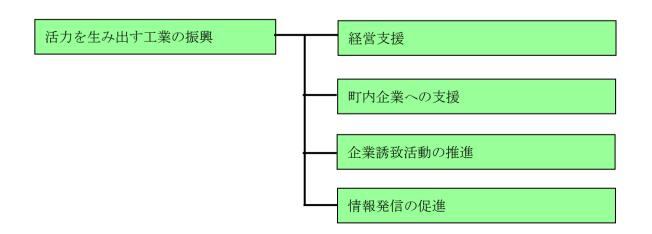
町内には、優れた工業製品・工芸品等が多数存在していますが、市場での認知は十分とはいえません。

今後、地域資源とともに掘り起こしを行い、県の信州ブランド戦略との連携等により情報発信を行い、新たな製品の開発・ブランド化・販売拡大に取り組んでいく必要があります。

基本方針

積極的な企業誘致活動による産業基盤の強化と町内企業への支援により、活力を生み出す 工業を振興します。

主要施策の体系



主要施策

◆経営支援◆

- ・制度資金のあっせんにより利子及び保証料の補給を行い工業者の経営を支援します。
- ・商工会の活動を支援し、工業の振興と経営の改善及び後継者育成の取り組みを促進します。

◆町内企業への支援◆

- ・インターンシップを活用し人材・企業の経営革新を図り企業を支援します。
- ・新設、増設にかかる取得固定資産の固定資産税相当額を補助金として交付する商工業誘致及 び振興補助金の活用を促進します。
- 新たな製品の開発や需要の増加に結び付けるため企業間の交流連携を支援します。

◆企業誘致活動の推進◆

- ・商工会・金融機関と連携し用地確保、空き工場等の情報提供等を行い、企業誘致を推進します。
- ・企業誘致、起業の支援等により、工業の発展及び雇用の拡大に努めます。
- ・都市圏にある県事務所や町内企業、町民等からの照会等により情報を収集し、立地条件にあった企業誘致に努めます。

◆情報発信の促進◆

・資源の再発掘、商品開発、インターネットを通じた情報発信等を促進し、工業の発展を目指します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(年度)	目標値(年度)
商工業誘致及び振興補助金の補助対象機業 者数	企業	19(H26)	20
企業誘致数	件	3(H26)	5

- インターンシップコーディネーターによる企業支援
- ・実践型インターンシップの実施
- ・ビジネスフェアやメッセ等への参加支援、ブース出展への補助

施策6 交流産業としての観光の振興

現状と課題

町の主要な観光資源は松尾峡のゲンジボタルであり、町内を訪れる観光客はほたる祭りが最も 多くなっています。近年はアジア諸国を中心とする外国人旅行者も見受けられるようになりまし た。今後も、ホタルの保護や情報発信の充実により多くの誘客を図るとともに、ほたる祭りや関 連イベントのあり方についても検討する必要があります。

また、他の観光拠点である荒神山スポーツ公園、しだれ栗森林公園、グリーンビレッジ横川周 辺等も季節により賑いを見せています。一方、公共の宿泊・入浴施設であるたつのパークホテル、 湯にいくセンター、かやぶきの館では四季折々の企画をしていますが、近隣の温泉等との競争の なかで、顧客の獲得に苦慮している状況です。今後も、それぞれの施設が連携を図り、年間を通じて楽しむことのできるメニューの開発による誘客が必要です。

近年の観光は、価値観の多様化等から、農業等を体験するメニューと多くの観光資源を周遊する観光、魅力的な企画を立案し都市部に発信する「着地型観光」に多くの観光客が訪れています。 町内ではりんごオーナー制度を実施していますが、今後は、新たな体験型メニューの開発が必要です。また、地域資源を活かした観光イベントに対しては、観光イベント等補助金により支援し、地域の活性化を促進します。

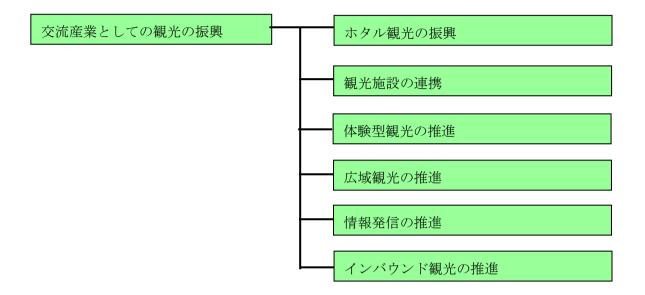
さらに、町の立地条件を最大限に活かし、上伊那地域、岡谷・諏訪方面、松本・塩尻方面との 広域連携や企業連携による観光ネットワークを構築し、多様化するニーズやリニア中央新幹線の 開業に向けた対応が必要です。

このような、メニューの多様化を図りつつ、様々なメディアで特徴ある情報発信を行い、海外を含めた多方面から観光客を誘致する必要があります。

基本方針

多くの地域資源を観光産業に活用し、観光客の多様化するニーズに対応した、魅力ある観 光を振興します。

主要施策の体系



主要施策

◆ホタル観光の振興◆

- ・長野県天然記念物の辰野のホタル発生地である松尾峡一帯のホタルを保護育成し、観光の振 興を図ります。
- ・最大の観光資源であり、町民の誇りでもあるホタルを、ウェブサイトを含めたSNS等で認知度を高め、ほたる祭りへの誘客を図ります。
- ・伝統を重ねた「辰野ほたる祭り」のブランド力を高め、誘客の増加を図るとともに、町民の 関わりを強化し、次世代へと継承します。

◆観光施設の連携◆

・魅力的な企画を地方が立案し都市部に発信する「着地型観光」を推進し、パンフレットや町のホームページ等で広域的な周知を行うとともに、町内観光施設との連携を図り、荒神山スポーツ公園、しだれ栗森林公園、グリーンビレッジ横川等の利用を促進します。

◆体験型観光の推進◆

- ・りんごオーナー制度を継続するとともに、新たな体験型観光を促進します。
- ・朝市等産地直売の取り組みを支援し、生産者と消費者の交流を促進します。
- ・地域資源を活かし、住民との協働により体験農業を促進します。

◆広域観光の推進◆

- ・地元企業との連携を促進し、産業観光の推進を図ります。
- ・上伊那、岡谷・諏訪、松本・塩尻地域とのネットワークを有効に活用し、広域的な観光振興 を推進します。

・リニア中央新幹線の開業に向け、広域観光への取り組みに協力し、JR中央東線、飯田線の活用促進を図るとともに新たな観光需要を開拓します。

◆情報発信の推進◆

- ・観光情報冊子や町ホームページ等を充実し、観光情報を発信します。
- ・様々なメディアに対応できる情報発信について検討し、利用者の利便の向上を図ります。

◆インバウンド観光の推進◆

・ほたる祭りを中心に、外国人旅行者を呼び込むインバウンド観光を推進するため、ホームページをはじめ、観光パンフレット、案内標識等の多言語化を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26 年度)	目標値(H32 年度)
町内への観光客入込数	人/年	365,600	384,000
ほたる祭りの入込数	人/年	111,000	150,000
観光サイトのアクセス数	件/年	516,243	775,000

- ・ホタル保護育成のための人材確保
- 「辰野町観光サイト」の充実と情報のタイムリーな更新
- ・観光ガイドボランティアの育成
- ・観光モデルコースの立案
- りんごオーナー制度の継続
- ・信州諏訪温泉泊覧会ズーラ実行委員会への参画
- 体験型観光の担い手の育成
- ・上伊那北部観光連絡協議会、塩嶺王城観光開発協議会、上伊那観光連盟等との連携強化
- ・地域資源を活かした産業観光の推進
- JR東日本、JR東海との連携促進
- ・タブレット端末やスマートフォン等で検索、照会できるシステムの構築と利用促進
- ・地域資源を活用した観光イベントへの支援
- ・観光サイト、観光パンフレット、案内標識等の多言語化

施策7 地域特性を生かした辰野ブランドの創設

現状と課題

近年、観光や農産物販売、商品開発等は、地域の個性やイメージが重要視されています。この 地域の個性やイメージには、自然環境、歴史や文化、体験、花、祭り、食等様々な要素が含まれ ており、町にもその多くが散在しています。今後、これら要素を有効に、かつ、複合的に活用し、 町の個性やイメージをPRするための辰野ブランドを創設する必要があります。

さらに、この辰野ブランドを有効に活用することで、全ての産業でより一層の振興や、新たな 産業の起業を促す必要があります。

基本方針

辰野ブランドを創設し、新たな産業の開発や起業を支援します。

主要施策の体系

地域特性を生かした辰野ブランド 辰野ブランドの創設 の創設 ふるさと納税への活用

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
ふるさと納税品目数	品目	15	40
観光協会認定特産品登録件数	件	28	40

主要施策

◆辰野ブランドの創設◆

- ・様々な資源を発掘、再発見し、全国に発信する事で、辰野ブランドを創設します。
- ・地域資源を活用し、辰野の知名度を高めるとともに、地域の特徴と卓越した技術を生かした 商品の開発を行います。
- ・地域経済を支えてきた地場産業をPRし、観光振興につなげます。
- ・高齢者の知識や技術、経験を若者へ伝承する機会を設けます。

◆ふるさと納税への活用◆

・辰野町認定特産品など辰野ブランドの商品をふるさと納税のお礼の品として活用します。

- ・観光協会認定特産品の登録促進と販路拡大の支援
- ・ふるさと納税お礼の品への活用
- ・産業観光の推進

施策1 就業機会の拡大と安定化

現状と課題

雇用対策については、労働基準監督署、公共職業安定所等関係機関との連携のなかで、雇用の 拡大と安定に努め、労働市場概況、求職情報を求職者等に提供しています。

また、職業能力の開発と向上を図るため、雇用保険の教育訓練給付制度や長野県伊那技術専門 校等の公共職業訓練について、在職者及び求職者に職業能力の開発、向上に係る情報提供を行っ ています。

今後、人口減少対策として就業機会の拡大と安定化を図ることが重要です。

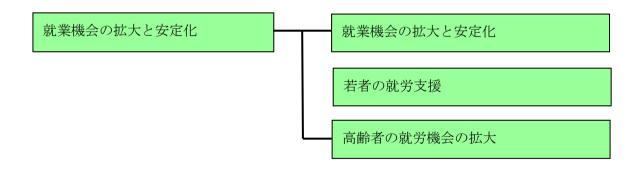
また、平均寿命の伸長により、健康で就業意欲の高い高齢者が増えています。そのため、国や 県では高齢者の就労機会を拡大するための研修会や講習会を実施しています。

さらに、高齢者が仕事を通じた社会参加や自己の生きがいづくり、健康づくりを進めるために、 高齢者の就労機会を増やすことが求められています。

基本方針

だれもが就労意欲と能力を発揮できる就業機会の拡大と安定化を図ります。

主要施策の体系



主要施策

◆就業機会の拡大と安定化◆

- ・公共職業安定所等関係機関と連携して広報たつのやホームページ等で辰野町内の企業等の情報提供を行い、就業機会の拡大を図ります。
- ・UIJターン者の雇用の場を拡大し、就労への支援を行います。

◆若者の就労支援◆

・新たに町に定住し、就職しようとする若者の新生活を応援します。

◆高齢者の就労機会の拡大◆

・新たな技術習得のために開催される研修会、講習会等の情報を提供し、高齢者の就労機会の 拡大を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
町内企業の新規就職者数	人/年	35	43
シルバー人材センターへの登録者数	人	112	127

- ・上伊那をはじめ、松本、塩尻、諏訪方面の雇用情報の定期掲載(役場入口掲示板、町ホームページ)
- ・地元就職者激励会、永年勤続表彰の実施
- ・インターシップコーディネーターによる就業を支援
- ・町内企業に対する雇用に関する意識調査の実施
- ・U・I・Jターン就職専用サイトの構築
- ・ふるさと就労奨励金
- ・新規雇用した企業への助成

施策2 勤労者福祉の充実

現状と課題

近年、ライフスタイルや働き方の多様化から、非正規労働者が増加する傾向にあり、派遣切り や雇い止め等の問題が生じています。一方、正規労働者も経済不況から収入面で将来への不安を 抱いており、勤労者福祉の充実が望まれています。

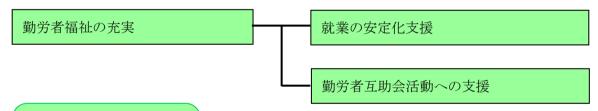
勤労者に対しては、住宅建設利子補給、生活資金の融資等を行っていますが、安心して働ける 社会の創出を目指し、これら支援を継続する必要があります。

また、辰野町勤労者互助会の活動を支援し、中小企業の勤労者の福利厚生を図る必要があります。

基本方針

勤労者がいきいきと働ける環境の整備を進め、勤労者福祉を充実します。

主要施策の体系



主要施策

◆就業の安定化支援◆

- ・労働者を対象とした生活資金融資の支援を行い、労働者の就業安定化を図ります。
- ・町内に住宅を建設するために労働金庫から融資を受けた勤労者に利子補給を行い、良質な住環境確保を支援します。また、40歳以下の子育て世代の町内への住宅取得に対して定住促進奨励金による支援を行います。

◆勤労者互助会活動への支援◆

・辰野町勤労者互助会の活動を支援し、中小企業の勤労者の福祉の充実を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
勤労者互助会加入事業所数	事業所	32	40

重点的な取り組み

・子育て世代マイホーム大作戦応援事業の実施

将来目標⑤ 明日を担う人材と文化を育むまち (子育て・教育・生涯学習・文化)

施策1 安心して子育てができる環境の充実

現状と課題

核家族化が進み、妊娠、出産、子育て等の悩みや不安を抱く母親や家族が多くいます。町では、 子育て支援センターの設置や両親講座、すくすく相談室の開催等、子育ての悩み、不安の解消と 子育ての楽しさを実感できるよう支援してきました。今後も、それぞれに応じた相談体制の整備 等子育て環境を充実する必要があります。

町内には保育園が6園あり、それぞれの保育園では保育に対して多様化するニーズに可能な限り対応しつつ、園児の健全な育成に努めています。町では、保育園の適正な配置について検討をした結果、新町保育園の移転、新築を行い、平成23年5月に開園しました。また、病児・病後児保育への取り組みなど、子育て世代の支援に取り組んできました。今後も職員の資質の向上や危機管理に努める等、保育サービスの充実が求められています。

また、児童福祉法に基づく児童手当に加えて、国は子育て世帯の経済的負担を軽減するために 子育て世帯への経済的支援に取り組んでいます。さらに、町では町民税非課税世帯や多子世帯の 保育料の減免を行う等、多子世帯等への経済的な負担の軽減を図ってきましが、国の動向等に配 慮しながら今後も継続する必要があります。

社会状況が変化するなかで、ひとり親家庭は増加傾向にあり、養育費の確保、安定した就業機会の創出、子育て・生活環境の整備等多くの課題を抱えています。

今後、必要に応じて、児童相談所との連携を図り、地域においては民生児童委員による相談を 行う等生活の安定と自立を支援する取り組みが必要です。

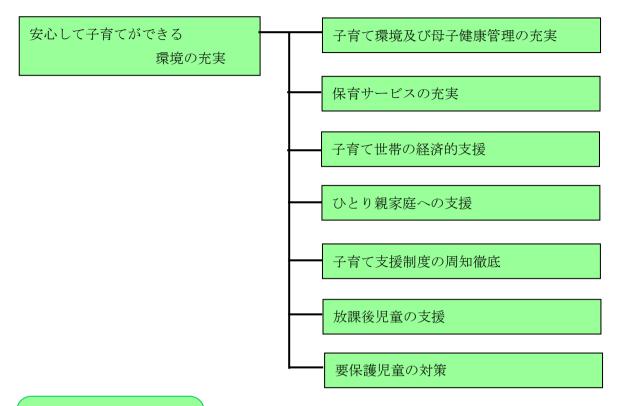
核家族化や母親の社会進出が進むなか、小学生の放課後の居場所づくりが課題となっています。 現在設置している、学童クラブについては、そのあり方について検討し、継続することが求められています。

一方、保護者による児童への虐待等が社会問題となっています。関係機関と協力して早期に対 応することが求められています。

基本方針

社会全体で子育てを支え合い、すくすくと健やかに育つことができる環境を整備し、 安心して子どもを産み、育てることができるようにします。

主要施策の体系



主要施策

◆子育て環境及び母子健康管理の充実◆

- ・妊娠から出産、子育てまでを総合的に、切れ間無く支援し、安心して出産・育児が行える環境づくりを促します。
- ・乳幼児の家庭を訪問して、育児環境の確認や育児に関する不安を早期に解消できるよう支援します。
- ・乳幼児を持つ家族の育児不安を解消するため、必要な支援のニーズを常に把握します。
- ・各月齢の健診や育児相談を実施し、乳幼児の順調な発育発達の確認をするとともに保護者が 抱く不安や悩みの解消を行います。
- ・乳幼児の健全な育成を支援するため、健診のあり方や内容について検討します。
- ・母子健康手帳を交付し、妊娠期から幼児期までの成長記録や予防接種記録等の健康管理を促 します。
- 各月齢の健診に併せて、口腔内の健康相談を実施し、虫歯予防に対する関心を高めます。
- ・妊婦乳児一般健康診査の補助券を発行し、妊婦及び乳児の費用の負担軽減を図ります。
- ・「わくわく講座」や「すくすく相談」、子育て支援センターや町の保健室の活用により、子育 てに対する悩みや不安の解消、育児の楽しさが実感できるように支援します。

◆保育サービスの充実◆

・延長・一時保育・病児・病後児保育等を継続し、保護者のニーズに沿った充実した保育サービスを提供します。

- ・乳児保育を充実し、子育て世代を支援します。
- ・研修等の受講による職員のスキルアップを図り、保護者のニーズに即した保育を提供します。
- ・各種健診や検査に加え、歯磨き指導や健康相談等健康診断の充実を図り、園児の健康管理に 努めます。
- ・中央・東部・平出・小野保育園では、児童送迎バスにより、遠距離のため通園が困難な園児 の解消を図ります。
- ・危機管理マニュアルの運用を徹底し、園児の安全確保に努めます。

◆子育て世帯の経済的支援◆

- ・国との連携を図りながら子育て世帯の経済的支援を行い、児童の健全育成を促します。
- ・町民税非課税世帯や多子世帯には、引き続き保育料の減免を行い、負担の軽減を図ります。

◆ひとり親家庭への支援◆

- ・ひとり親家庭の窓口として関係機関との連携を図り、生活の安定と自立を促進します。
- ・児童扶養手当の給付等により、ひとり親家庭の生活安定と自立を促し、児童の健全育成を図ります。

◆子育て支援制度の周知徹底◆

・子育て支援マップや広報たつの・ホームページ等を通じて子育てに関する支援等各種制度の 周知に努め、児童福祉を充実します。

◆放課後児童の支援◆

・学童クラブにおいて、放課後の児童の居場所を充実します。

◆要保護児童の対策◆

・要保護児童対策地域協議会により要保護児童の状況把握、問題解決に向けたケース検討会議 を実施し、虐待等の早期発見、早期対策に努めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(年度)	目標値(年度)
子育て支援センターの利用者数	人/年	10,379	12,000
学童クラブ利用率	%	21.4(H27)	25

- ・子育て支援マップや広報たつの、ホームページ等による各種制度の周知
- ・学童クラブ運営による、放課後児童の居場所の確保の充実
- ・療養支援体制の整備の検討
- ・乳幼児から口腔内の健康づくりの支援
- ・妊婦乳児一般健康診査への補助券の交付
- ・子育て支援センター内に開設した「町の保健室」における子育ての悩みの相談による不安の 解消
- ・延長保育の全保育園での実施
- 病児、病後児保育の継続実施
- ・ 多子世帯の保育料の減免の継続

施策2 家庭力の向上

現状と課題

子どもは成長とともに自立し、社会に適応した人生を歩むこととなります。一方、家庭は、子どもが自立する場であり、家族はその自立を手助けする役割を担います。家庭での子どもを育てる力である家庭力の低下が、近年問題となっています。

子どもが自立した社会性豊かな人間に育つために、家庭力を向上させる必要があります。

基本方針

家庭における教育、しつけ等の力を総合的に高め、家庭力を向上します。

主要施策の体系

家庭力の向上

家庭力の向上

主な施策

◆家庭力の向上◆

・小中学校、保育園・幼稚園、PTA、子育て支援グループ等と行政の連携により、家庭教育 に関する講演会等学習の機会や情報の提供を行い、家庭における教育、しつけ等の力を総合 的に高めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
家庭教育学級の開催数	回/年	33	35

重点的な取り組み

・家庭教育学級の開催

施策3 食育の推進

現状と課題

近年、人間が成長していくうえで最も重要な食生活の乱れが問題となっています。

町では保育園や小中学校の給食等を通じて、バランスの良い食生活を目指すことについての、 教育、啓発を行っていますが、本来、食の基本は家庭にあり、家庭も含めた食に関する教育であ る食育が必要となっています。このため、生涯にわたって健全な心と身体を養い豊かな人間性を 育んでいくことができるよう、辰野町食育推進計画への取り組みが求められています。

基本方針

食と生活改善に関する指導・教育を推進し、子どもを健全に育みます。

主要施策の体系

食育の推進

食育の推進

主要施策

◆食育の推進◆

- ・「健康の源は食にある」との考えから、食生活とそれを支える家族の役割を再認識させる活動 を推進し、健康の維持・増進を促します。
- ・生涯にわたって健全な心と身体を養い豊かな人間性を育んでいくことができるよう、辰野町 食育推進計画に取り組みます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
毎朝朝食を食べている児童、生徒の割合	%	92	100

重点的な取り組み

・「辰野町食育推進計画」に基づいた、食育の推進

政策 2 青少年健全育成活動の推進

施策1 青少年健全育成活動の推進

現状と課題

町では、子育ては家庭が基本としながらも、社会全体で取り組むものと位置づけ、子どもを健 やかに育てる保育、教育環境を総合的に整備し、心豊かで安心して生活できるまちづくりを推進 しています。

一方、各区単位に子育て支援マスターを配置し、地域での子育てを支援しています。

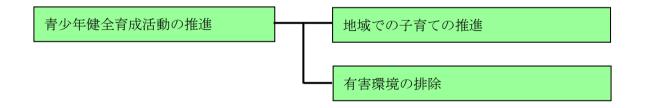
子育て支援マスターが十分に活動できる環境の整備と、子育て支援プランに沿った支援による 家庭や地域での子育てが望まれています。

また、インターネットの有害サイト等青少年にとって有害な環境に接する機会を排除するため、 広報等により住民の意識の高揚を図っていくことが求められます。

基本方針

地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりを進め、青少年を健全に育成します。

主要施策の体系



主要施策

◆地域での子育ての推進◆

- ・子育て支援マスターの活動環境の整備と、子育て支援プランに沿った充実したメニューの展開を図り、家庭や地域の子育てを支援します。
- ・地域子育てふれあい交流会議の組織化を促し、子育て支援マスターの指導のもと、地域での 子育てを推進します。

◆有害環境の排除◆

・広報紙等により町民の意識の高揚を図り、青少年にとって良好な環境を維持します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
地域子育てふれあい交流会議の組織数	組織	11	17

- ・子育て支援マスター部会の開催及び研修会の開催、啓発運動等の実施
- ・子育て施策に有益な会議・研修会等への子育て支援マスターの参加
- ・地域に伝わる風習や伝統行事のマップ活用

施策1 教育支援の充実

現状と課題

誰もが等しく教育を受けられる環境の整備が必要であり、個性ある子どもには個性に応じた対 応が必要です。

また、経済的援助を必要とする児童や生徒の保護者への援助や子どもの教育、就学等に対する相談体制の整備も望まれています。

いじめは誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないように町全体での取り組みが必要です。

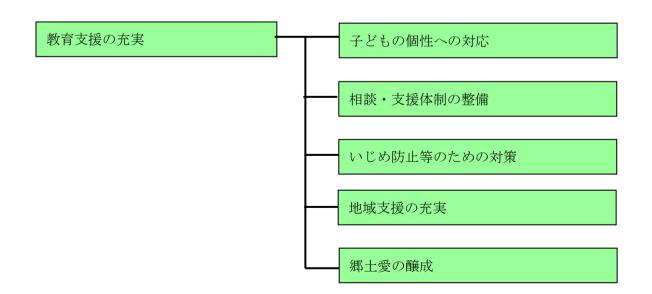
地域の学校支援については、学校支援地域本部が設けられており、学校と地域が連携して子どもの学校生活を支援しています。より一層の支援が求められています。

さらに、辰野町の自然、歴史、文化等について具体的に学ぶことで、辰野町を誇りに思い、辰野町を愛する心を身につけた児童・生徒の育成に努めます。

基本方針

豊かな人間性や社会性を身に付け、生きる力を育むため、「たつのまち子育て4ヶ条」を 拠りどころとした地域の特色を生かした教育支援を充実します。

主要施策の体系



主要施策

◆子どもの個性への対応◆

- ・豊かな人間性や社会性を身につけ、生きる力を育む教育を充実させるため子どもの個性を大切に「たつのまち子育て4 γ 条」を拠りどころに、学校と家庭と地域が連携した学校教育を推進します。
- ・家庭と学校の中間的な位置づけとなる教室の開室等、学校不適応児童や生徒の解消に努めます。
- ・ほっとサポート・支援員の配置、学校における段差の解消や障がい者トイレの設置等、障が いを持つ児童や生徒が安心して学校生活を過ごすことのできる環境を整備します。

◆相談・支援体制の整備◆

- ・経済的援助を必要とする児童や生徒の保護者へ援助を行い、負担の軽減を図るとともに健全 な学校生活を送ることができる環境をつくります。
- ・子どもの教育や就学に関する相談を気軽にできる学校支援室の設置や体制整備を行い、児童 や生徒の学校生活における問題解決や保護者の悩みの解消を図ります。

◆いじめ防止等のための対策◆

・いじめ問題の克服に向けて、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、「辰野町いじめ防止 のための基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

◆地域支援の充実◆

・学校支援地域本部を中心に学校と地域が連携して、児童や生徒の安全、学習、クラブ活動等、 学校生活での様々な場面を支援します。

◆郷土愛の醸成◆

・辰野町の自然、歴史、文化等について具体的に学ぶことができるよう、資料・情報提供を行ったり、地域ボランティアの拡充を図ったりするなどの環境整備を進めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
学校支援ボランティアの登録者数	人	419	450

- ・中間教室の開室
- ・ほっとサポート・支援員の配置
- ・障がいを持つ児童に対応した学校施設の環境整備
- ・要保護・準要保護児童生徒援助費の支給
- ・教育相談員の配置
- カウンセリングの実施
- ペアレントトレーニングの実施
- ・学校支援ボランティアの充実
- ・キャリア教育の充実
- ・「辰野町いじめ等防止のための基本方針」に沿った取り組み
- ・学校支援室の設置継続
- ・たつのまち子育て4ヶ条の周知
- ・地域における風習や伝統行事のマップの活用

施策2 教育環境の充実

現状と課題

町内の児童や生徒は町立小学校4校、組合立小学校1校と町立中学校1校、組合立中学校1校 に通学しており、地域に根ざした教育活動を目指し、生きる力を育む教育や基礎学力の向上に努 めています。

そのようななか、学校施設や設備の老朽化への対応が必要な学校もあり、子どもたちの安全で 快適な学校生活のための整備が必要です。さらに、情報通信技術(ICT)を取り入れた教育を 推進するための環境整備も必要です。

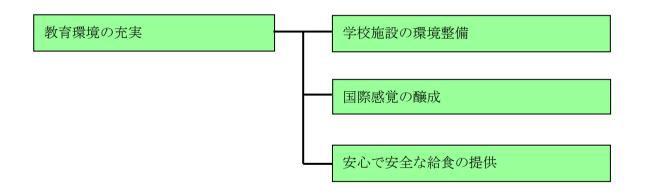
また、生きた外国語や文化を小学校低学年から学習する事業を推進し、国際感覚豊かな人材を育成します。

地元で生産された農作物を地元で消費するという地産地消が推進されており、町でも学校給食等で地元農産物を使用する取り組みをしています。今後も積極的に推進することにより、安全な給食を提供していくことが必要です。

基本方針

子どもたちが安全で安心して学べるよう、教育環境を充実します。

主要施策の体系



主な施策

◆学校施設の環境整備◆

- ・老朽化する学校施設の維持管理や補修、敷地内の樹木等の緑地環境整備を計画的に行い、安全で快適な学校生活の維持を図ります。
- ・情報化・グローバル化・少子化への対応、グローバル人材の育成のため、情報通信技術(I

CT) を活用した教育を推進します。

◆国際感覚の醸成◆

・小学校低学年から生きた外国語や文化を学習する事業を推進し、国際感覚が豊かな人材を育成します。

◆安心で安全な給食の提供◆

・安心で安全に食することのできる給食を提供します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
タブレット端末の導入台数	台	0	150
学校給食における地元農産物の使用率	%	41	45

- ・老朽化する学校施設の長寿命化改修工事等の実施
- ・小中学校へのタブレット端末の導入による、情報通信技術(ICT)教育環境の整備・推進
- ・ALTの雇用と、保育園・小学校・中学校における授業の実施
- ・自校方式により、地元産の野菜を多く取り入れた給食の提供

政策4 生涯学び続けられる環境の充実

施策1 生涯学習の推進

現状と課題

町公民館が企画する講座に加えて、町民のアイデアによる町民企画講座を開催しています。また、各地区の分館では、地域に根ざした多様な活動が行われています。

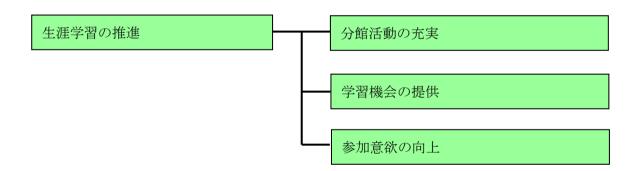
町公民館と分館が共催して人と人ふれあい講座、ふるさと探訪等の移動講座や、出前講座の開催にも取り組んできましたが、さらなる連携により、公民館学習の活発化と生涯学習の定着を図る必要があります。

さらに、生きがいづくりや仲間づくりの場として、誰もが学び続けられる環境の整備や多様な 講座の提供等により、生涯学び続けられる機会の提供と町民の参加意欲を向上する必要がありま す。

基本方針

多くの町民が興味を持って学ぶことができる地域の特徴を生かした生涯学習を推進します。

主要施策の体系



主要施策

◆分館活動の充実◆

- ・本館が分館の状況を把握することで、分館活動に対する支援体制を整えます。
- ・本館と分館が連携・協力して、ふるさと探訪講座等の共催講座を計画的に行い、分館活動の 充実を図ります。
- ・分館相互での連携や情報交換により、地区の実情をふまえた分館活動を行います。

◆学習機会の提供◆

・公民館講座の充実、広報活動等、自主サークルへの支援、町の施設の開放等により、生涯学 び続けられる機会を提供します。

◆参加意欲の向上◆

・移動講座の充実や町民の要望に添った講座を開設することで、町民の参加意欲の向上を促します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26 年度)	目標値(H32 年度)
公民館、生涯学習講座への参加者数	人	880	900

- ・本館と分館協力による、ふるさと探訪講座等の共催講座の開催
- ・町民企画講座の拡大

施策2 社会教育活動の推進

現状と課題

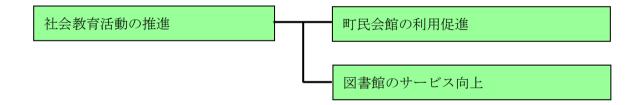
町民会館では、設備の計画的な更新等を実施しています。今後も老朽化した設備の計画的な更新を行い、良質な催し物に対応出来る環境を整備し、多くの町民に快適に利用していただくことが必要です。

辰野図書館、小野図書館においては、利用しやすく充実した図書館資料の提供に取り組んできました。今後は、図書館を快適に利用していただくための環境整備と、移動図書館等による誰もが利用しやすい図書館づくりが求められています。

基本方針

学びの場や機会を提供することにより、誰もが気軽に学ぶことのできる環境を整備します。

主要施策の体系



主要施策

◆町民会館の利用促進◆

- ・町民会館を快適に利用できる環境の整備と管理内容の見直し等を行い、町民の利用の向上を 図ります。
- ・経年による設備の劣化状況の把握と計画的な音響設備、照明設備等の更新により、様々な催 し物に対応します。

◆図書館のサービス向上◆

- ・図書館サービスについて検討し、町民が利用しやすい図書館を目指します。
- ・図書館の改修及び補修工事を定期的に行うことにより、快適に利用できる環境をつくります。
- ・移動図書館の拡充等により、利用者と利用冊数の増加に努めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
町民会館利用者数	人/年	58,314	67,100
図書館利用者数 (図書館資料を利用した延べ人数)	人/年	21,433	21,500
貸出数 (雑誌、視聴覚資料を含む)	点/年	87,429	88,000

- ・町民会館の各種設備の計画的な更新
- ・図書館の年間開館日数312日の維持と障がい者サービスの開始

施策3 生涯スポーツの振興

現状と課題

体育協会を中心にスポーツ活動の普及促進に取り組んできました。

町民体育大会、ほたるの里活活ふれあいフェスティバル、町内一周駅伝大会、中学生継走大会、 ほたるの里小学生駅伝大会、南信柔道大会等各種の大会やスポーツイベントを開催しています。

町教育委員会から委嘱を受けたスポーツ推進委員は、地域住民を対象とした実技を含むスポーツ指導、助言を行い、地域でのスポーツ大会やイベント等の企画運営の中心的な存在として活躍しています。

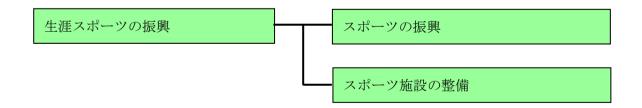
ニュースポーツの紹介や教室の開催等に取り組むとともに、少年スポーツの振興、親子でスポーツを楽しめる取り組みを進めており、子どもも大人も一緒に参加できる仕組みづくりが必要です。

町内のスポーツ施設の老朽化した箇所について、改修や補修工事を実施しています。今後、利用者の安全確保や各種大会への対応のため、計画的な改修や補修を進める必要があります。

基本方針

誰もが、いつまでもスポーツに親しむことができるよう生涯スポーツを普及します。

主要施策の体系



主要施策

◆スポーツの振興◆

- ・体育協会との連携によるスポーツイベントを開催し、スポーツ振興に努めます。
- ・スポーツ推進委員と連携し、子どもから高齢者までが生涯楽しめるニュースポーツ等の普及 を図ります。

◆スポーツ施設の整備◆

・老朽化した体育施設の改修及び補修工事を計画的に行うことにより、各種大会に対応できる 施設の維持に努めます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
体育施設の利用者数	人/年	111,562	130,000
スポーツ教室の開催数	回/年	58	70

- スポーツイベントの開催
- ・ニュースポーツの普及・振興
- ・スポーツ施設の計画的な改修・補修

施策1 文化財の保護と活用

現状と課題

町の有形無形の文化遺産を保護するため、文化財保護審議会委員等による指定候補物件の調査 や保存に関する審議、文化財パトロール等の活動に取り組んでいます。

町では、平成16年(2004年)度に旧小野家住宅主屋および土蔵と小野家文書が県宝に指定されたのをはじめ、平成24年(2012年)度には町有形文化財として源上神社本殿を指定する等、これまでに国の重要文化財木造十一面観音立像をはじめ、合わせて66件が文化財に指定されています。

このような、先人から受け継がれてきた多くの貴重な文化財を後世に引き継ぐために、調査を 行い必要に応じて指定していくことが大切です。

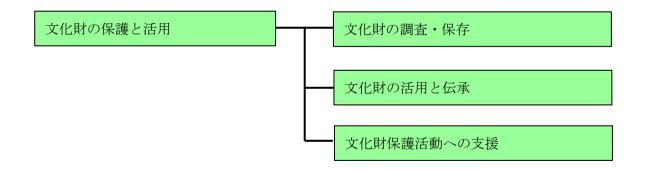
また、これまでに発掘された遺物の図化や、発掘調査報告書の刊行等にも取り組んできました。 今後も、文化財の散逸やき損を防ぐために保護し、町のなりたちを理解するための材料として 広く公開する等、その保存・活用が求められています。

さらに、町内で歴史や文化について保護・研究を行っている文化団体の活動が、より円滑に行われるように、これらの史資料を活用し、支援を行う必要があります。

基本方針

文化財の保護・保存に努め、町の特色を理解するための資料として後世に伝承します。

主要施策の体系



主要施策

◆文化財の調査・保存◆

- ・文化財保護審議委員等による指定候補物件の調査研究や指定文化財のパトロール等を行い、 必要に応じて教育委員会に具申を行う等、貴重な文化財の保護に努めます。
- ・町の所有となった古文書の整理をはじめ、史資料の散逸防止や、町内の埋もれた歴史的事実 の解明を進めます。
- ・『辰野町資料』を刊行し、後世に伝えるべき様々な事象を記録に留めます。

◆文化財の活用と伝承◆

- ・今までに収集・調査された史資料等について、公民館等と連携しながら、その成果を広く公 開します。
- ・発掘調査を実施した遺跡の調査報告書を刊行し、発掘調査成果の記録保存・公開・活用を図ります。

◆文化財保護活動への支援◆

- ・小野宿問屋保存会、石造物調査会、小野のシダレグリ自生地保全友の会の活動を支援し、円 滑な運営を促します。
- ・町内の研究活動を行う団体への情報提供等を行い、研究活動を支援します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
辰野町資料の刊行数	号/年	2	3

重点的な取り組み

・小野のシダレグリ自生地保存管理計画を策定し、効率的な管理・活用を行う

施策2 伝統文化の保存・伝承

現状と課題

町には、御柱等の伝統的なお祭りや、年中行事として行われる地域に根ざした独特の風俗等が 残されています。これらは、町民の生活のなかで育まれ、伝統文化として残されています。

しかし、ライフスタイルの多様化や情報化社会の進展にともない、これらの文化や風俗が消滅 しつつあります。

一方で、地域の伝統文化や風俗を保存・伝承している団体もあり、これら団体の活動の支援が 必要となっています。

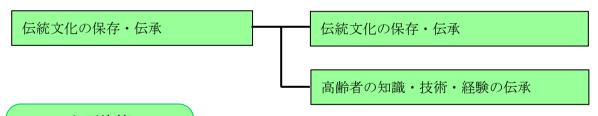
さらに、これらの伝統文化や風俗を活用して、町民の郷土愛の醸成を図ることが求められています。

高齢者は多くの知識、技術、様々な経験等を持っています。これらの知識や技術、経験は、町 民や地域の財産であると位置づけ、次代を担う若者に伝承し、町の発展に資する必要があります。

基本方針

地域に残された伝統文化は町民共有の財産であり、その保存活動を通じて後世に伝承します。

主要施策の体系



主要施策

- ◆伝統文化の保存・伝承◆
 - ・地元の素材を活かした美術ワークショップや展示会を開催し、地域の歴史や伝統文化の再発 見につなげます。
 - ・地域における伝統文化の保存・伝承の活動を行っている団体等を支援し、伝統文化の保存・ 伝承を図ります。
 - ・地域に残されている伝統文化を調査・活用し、町民の郷土愛の醸成を図ります。
- ◆高齢者の知識・技術・経験の伝承◆
 - ・地域が行う催しや行事へ高齢者の参加を促し、知識や技術、経験を伝承します。
 - ・保育園、小中学校等の催しへ高齢者が参加する機会を設け、知識や技術、経験を伝承します。

重点的な取り組み

・地域に伝わる風習や伝統行事のマップ活用

施策3 文化芸術活動の振興

現状と課題

町民会館では、実行委員会を中心とした、辰野芸術文化祭やオペレッタフェスティバル、各種催し物等の自主事業に取り組んでいます。今後は、町民要望を反映した良質な催しの提供が必要です。

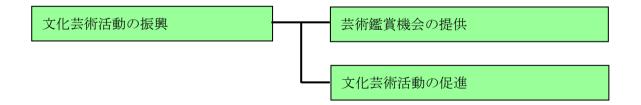
また、美術館等では様々な展示会や趣向を凝らした催し等を開催しています。今後は、町民や 小中学校、高等学校、大学等との連携や町民の芸術活動の支援等、文化芸術活動の促進を図る必 要があります。

さらに、美術館と町民との連携によるまちづくりの取り組みや町出身・在住の芸術家の発表の 機会を設ける等、特徴ある活動への支援も必要です。

基本方針

文化芸術に触れる機会の充実により文化芸術活動の振興を図るとともに、新たな文化の創造を推進します。

主要施策の体系



主要施策

◆芸術鑑賞機会の提供◆

・町民会館や美術館で上質な催し物を開催することで、多くの方に鑑賞していただける機会を 提供します。

◆文化芸術活動の促進◆

- ・多様な視点での美術館自主企画展や特別展、コンサート等を住民参画を交えて実施し、文化芸術の振興を図ります。
- ・地域の大学や小中学校と連携して、造形教育、鑑賞教育の共同研究や実践、展示や講座の開催を進め、文化芸術教育の充実を図ります。

- ・美術館オープンギャラリー、貸しギャラリーの周知、活用や発表の場を提供し、地域の文化 芸術活動を支援します。
- ・自主的な企画を美術館で取り上げ、最新の美術状況の紹介と新鋭芸術家の育成を図ります。
- ・町出身・在住の芸術家の作品を取り上げる催しを開催し、町出身・在住の芸術家の発表機会 を設けます。
- ・美術館収蔵品の充実を図り、その保存・活用や施設整備を進め、来館者の満足度の向上を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
町民会館での自主企画イベントの入場者数	人/年	8,032	8,900
美術館での自主企画展覧会の開催数	回/年	4	5

- ・町民要望を反映した各種の企画イベントの開催
- ・郷土作家展の計画的な開催

取り組み目標① 町民参画・協働のまちづくり (協働・コミュニティ・男女共同参画)

施策1 町民参画の促進

現状と課題

多様化、高度化する行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、協働のまちづくりに取り組む ことが求められています。

平成17年(2005年)度に協働のまちづくりの推進を目的として、まちづくり委員会を設置し、協働のまちづくり指針、協働のまちづくり手引書の作成、シンポジウムや事例発表の開催、協働のまちづくりについての提言をいただきました。協働のまちづくり手引書の作成やシンポジウムを開催しました。

今後も、町の方針を決める審議会やまちづくり委員会等へ、多くの町民の参画を促し、町民の 意見をまちづくりに反映させる必要があります。

町民の意見・要望収集のため、町ホームページにお問い合わせコーナーを設けたり、町民の声等による提言を募っています。

また、地域や各種団体等が協働のまちづくり指針に基づいた活動を行っており、行政からの支援によりさらに活動を活発化させることが望まれています。

地域の活性化と主体的なまちづくりを支援するため、平成16年(2004年)度には地域の元気支援事業を創設しました。その後、協働のまちづくり支援金事業へ発展、支援金の拡充等も図り、地域の活動に有効に活用されています。

また、地域の要望、意見を把握するために行政事務連絡長会を開催するとともに、職員の地区 担当者制を実施しています。

今後は、行政事務連絡長会により要望等を把握し、協働のまちづくり指針に基づく連携を図ったまちづくりを推進する必要があります。

平成26年(2014年)には、地域ごとに「よりあい会議」を開催し、キャッチフレーズや取り組みについて「地域計画」として取りまとめました。この地域計画に基づく各地域の取り組みを、町が支援することが求められます。

さらに、協働のまちづくりを実施する際には、継続的な実施となるように地区の負担を軽減する必要があり、人的支援や物的支援を行うことが求められています。

地域活動の基本は行政区ですが、近年、未加入世帯が増加しつつあります。地域コミュニティ 再生のためにも、未加入世帯の解消を図る必要があります。また、より良いまちは、町民自らが 協働して創るといった機運が高まりつつあります。まちづくりの基本的な考え方やルールについ て、町民が共通の認識を持つとともに行政と共有し、それぞれが連携・協力して取り組むための 指針となるまちづくり基本条例(仮称)の制定が求められています。

町内にある長野県辰野高等学校の生徒や信州豊南短期大学の学生は、通学路のごみひろいや商 店街のイベントへの出店参加、地域との交流、保育園や小学校の体験学習の手伝い等地域のなか で様々な活動を行っています。

一方、価値観の多様化等から、近年、まちづくりへの若者参加が減少傾向にあります。

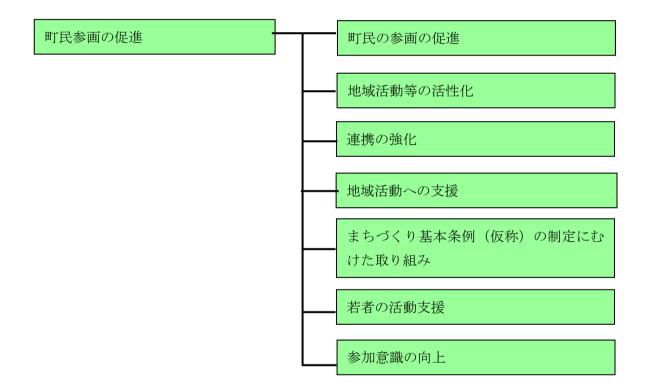
少子高齢化が進むなか、特に地域のコミュニティではお祭り等の行事、河川や道路の除草等協 働活動、地域防災活動、町が開催する各種委員会や審議会等において、若者が重要な役割を担う ことが求められています。 若者のまちづくりへの参加を促すために、現在、積極的に参加している若者や若者を中心としたまちづくり団体への活動を支援することが必要です。

また、幼少期から社会参加に関心を持つことができる体験は、青年期の社会参加に大きな影響を与えます。さらに、地域社会において若者が力を発揮できる場をつくることは、参加意識の向上につながるものと期待されます。

基本方針

住民相互の理解と町の支援により地域住民や若者の参画を促すとともに、地域コミュニティ活動を活性化します。

主要施策の体系



主要施策

◆町民の参画の促進◆

- ・審議会や委員会への町民参画の拡大を図り、計画等の策定過程の透明性向上と町民意見の反映を推進します。
- ・町民が参加しやすい、パブリックコメント、ワークショップ等を実施し、町民の意見をまち づくりに活かします。

◆地域活動等の活性化◆

- ・地域やボランティア、NPO法人等が実施する活動について、協働のまちづくり指針に基づき支援を行い、活動を活性化します。
- ・ふるさと大使の人数や具体的依頼事項等を研究し、制度を町の活性化に結びつけます。
- ・ふるさとパートナーを応援し町の話題や情報の発信のために相互に情報提供に努めます。
- ・各種イベント及び町の特産品等へぴっかりちゃんの活用を促し、町のPRや活性化を図ります。また、ぴっかりちゃんPRグッズの販売によりふるさと意識の醸成を図ります。

◆連携の強化◆

・行政事務連絡長会からの要望・意見を把握し、各区と町の連携を図ります。

◆地域活動への支援◆

・地域計画や協働のまちづくり指針に基づき、地域が主体となって実施する活動を支援します。

◆まちづくり基本条例(仮称)の制定にむけた取り組み◆

・より良いまちづくりを実現するための基本的な考え方やルールについて、町民が共通の認識 を持つとともに行政と共有し、行政区への加入促進等を含めた、それぞれが連携・協力して 取り組むための指針となるまちづくり基本条例(仮称)の制定について検討します。

◆若者の活動支援◆

- ・様々な活動や交流、情報発信等チャレンジしようとする若者やまちづくり団体の取り組みを 支援し、若者の参加を促します。
- ・多くの若者がまちづくりや地区活動、町が開催する委員会等に参加しやすい日程を設定します。

◆参加意識の向上◆

・子どもが小さいうちから社会に関心を持つことができるような体験の機会や、地域社会で若 者が力を発揮できるしくみづくりを進め、若者の参加意識の向上を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
審議会、委員会等における公募委員の割合 が 20%以上の組織数	組織	3	10
若者主催の催し物への支援回数	回/年	2	5
地域計画推進のための説明会、協議の場等の活動	□	8	17
町政懇談会の開催数	区	7	17

- ・よりあい事業補助金による地域活動への支援
- ・まちづくり基本条例(仮称)制定に向けた検討
- ・ふるさとパートナー制度の活用
- ・審議会、委員会への公募枠の拡大
- ・地域計画の実践に対する協力、支援

施策2 町民と行政の協働のための役割分担と情報提供・公開

現状と課題

様々な事業のなかで、町民、地域、事業者(企業)、団体等、行政がそれぞれの役割を担って取り組むことが重要です。

協働のまちづくりを円滑に推進するには、自助、互助、公助の考えに基づいて取り組むことが 必要です。

また、それぞれが自主的に協働のまちづくりに取り組むためには、役割分担を明確にする必要 もあります。

さらに、事業主体のみが人的・経済的な負担を受け持っては、協働のまちづくりを継続的に実施して行くことができません。そこで、人的支援や資材の供給等を行い、それぞれの負担の軽減を図る必要があります。そのためにも、アダプトプログラムの協定締結により、双方の責任と義務を明確にする必要があります。

協働のまちづくりを円滑に進めるには、町民、地域、事業者(企業)、団体等、行政がそれぞれ 情報を共有化する必要があります。

町では、広報たつのを月1回発行しています。また、ほたるチャンネル、ホームページ、告知 システム(ほたるネット)等で、様々な情報を提供しています。

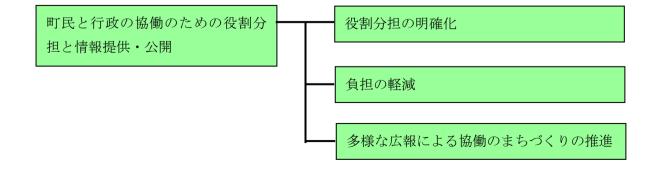
町民等が自ら考え行動するために必要な情報を、定期的にかつ容易に得られる環境づくりが求められています。

さらに、近年の情報化の進展にともない、様々なメディアがあることから、町民等が多様な手法で情報を入手できる環境の整備も必要です。

基本方針

町民、地域、事業者(企業)、団体等、行政がそれぞれの強みを活かし合える協働活動を推進します。また、協働に関する情報を多様な広報活動により積極的に提供します。

主要施策の体系



主要施策

◆役割分担の明確化◆

・協働のまちづくり指針を活用して、町民の参加メニューの明確化や参加意欲の向上を図ります。

◆負担の軽減◆

- ・地域が自主的に取り組む維持修繕工事に対し資材の支給を行い、協働のまちづくりを推進します。
- ・地域が自主的に取り組む県管理河川や道路の維持管理作業について、アダプトプログラムの 協定締結を促し、作業者の費用負担の軽減を図ります。

◆多様な広報による協働のまちづくりの推進◆

- ・広報たつのを定期発行し、町民の生活やまちづくりに必要な情報を提供します。
- ・ほたるチャンネル、ホームページ、告知システム(ほたるネット)等複数の手段で生活やま ちづくりに必要な情報を発信し、町民の情報入手手段の拡充を図ります。
- ・様々なメディアに対応できる情報発信について検討し、利用者の利便の向上を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
修繕工事に対し資材支給した回数	回/年	21	25
アダプトプログラム協定数	件	5	8
町からの情報提供が十分であると感じてい る町民の割合	%	40.8 (H22)	60

- ・ 資材支援事業の推進
- ・町ホームページの充実
- ・インターネットを活用した情報提供の強化

施策1 差別のない明るい社会の実現

現状と課題

生き生きとした地域社会を形成するには、一人ひとりの人権が尊重されていることが基本です。 差別のない社会の実現に向けて、町や学校、公民館、企業等が研修会や講座を開催し、町民の 人権感覚の育成と意識の高揚に取り組んでいます。人権同和教育が推進できるよう組織の一体化 と機能化を強化する必要があります。

基本方針

基本的人権を尊重し、あらゆる差別のない社会を目指します。

主要施策の体系

差別のない明るい社会の実現

差別のない明るい社会の実現

主要施策

- ◆差別のない明るい社会の実現◆
 - ・町職員、学校職員への教育、公民館分館長・主事への啓発に加えて各地区で人権講座を開く ことで、地域住民の人権同和問題に対する意識の高揚を促します。
 - ・人権推進組織の連携を強化し、すべての町民が平等に暮らせる社会を実現します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
人権に関する啓発活動の実施回数	回/年	17	18

施策2 男女共同参画社会の推進

現状と課題

男女共同参画についての各種施策の展開や価値観の多様化から、若年層を中心に男女共同参画が浸透しつつあります。

さらに、男女共同参画を進めるために、ほたるの里男女共同参画プランについて、必要に応じた改訂を行うことが必要です。

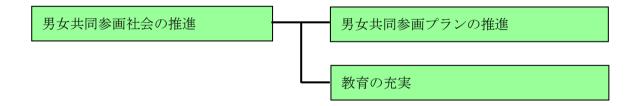
今後は、各種審議会への積極的な女性の登用等、ほたるの里男女共同参画プランの積極的な推 進が望まれます。

また、県の社会教育指導主事と連携を図りつつ、男女平等に関する教育や学習会を開催し、男女共同参画の実現を推進する必要があります。

基本方針

性別にかかわりなく、その個性や能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

主要施策の体系



主要施策

◆男女共同参画プランの推進◆

・ ほたるの里男女共同参画プランを実行し、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進します。

◆教育の充実◆

・県の社会教育指導主事との連携を強化し、町民の要望に添った男女共同参画に関する教育や 学習会の充実を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
審議会、委員会等における女性委員の割合 が 50%以上の組織数	組織	10	24
男女共同参画に関する学習会の開催数	旦	2	6

重点的な取り組み

・ほたるの里男女共同参画プラン第4次計画の推進

施策1 地域間交流の促進

現状と課題

平成元年(1989年)に友好都市を提携した千葉県鋸南町と物産展、体育イベント、りんごオーナー制等様々な分野での交流活動を展開しており、また、平成10年(1998年)には災害時応援協定を締結しました。

さらに、地域の魅力を発信し、都市住民等との交流を活性化するため、国や県等と連携して、 交流の拡大を図ってきました。

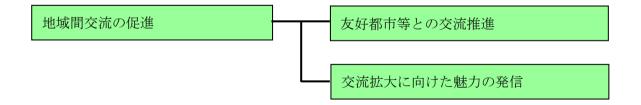
地域住民にとっては普段から何気なく目にしている景色や郷土食、伝統行事、農産物等が、他 の地域の住民にとっては、とても魅力的なものであることがあります。

こうしたものを、地域資源と捉えるなかで掘り起こしを図り、情報発信と交流活動の拡大化や活発化を推進する必要があります。

基本方針

友好都市等と幅広い分野での交流と魅力ある地域情報の発信により、交流人口を増加します。

主要施策の体系



主要施策

- ◆友好都市等との交流推進◆
 - ・友好都市千葉県鋸南町等との地域資源を活用した交流事業の実施と、民間による交流事業の 支援により地域間交流を推進します
- ◆交流拡大に向けた魅力の発信◆
 - ・周辺市町村と連携して全国で開催される各種イベントへ参加し、町の自然、食、文化等の魅力を積極的に発信します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
友好都市との交流回数	回/年	7	10

重点的な取り組み

・友好都市との物産交流事業の拡大

施策2 国際交流の推進

現状と課題

平成7年(1995年)に国際姉妹都市を提携したニュージーランドワイトモ・ディストリクトと中学生ワイトモホームステイプログラムをはじめとする様々な交流が継続的に行われ、平成25年(2013年)3月には公式訪問を行いました。平成27年(2015年)6月には姉妹都市提携20周年記念事業を開催し公式訪問団も町内を訪れています。今後も国際感覚豊かな人材育成を行うため、継続的に交流を行う必要があります。

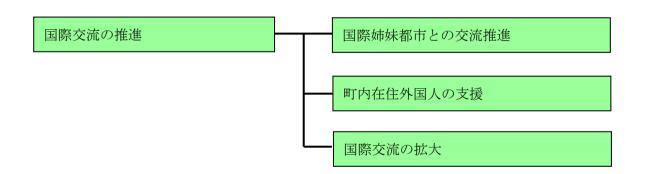
また、町内在住外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進めるため、ごみの分別表や各種申請書、行政資料の外国語版整備を順次進めてきましたが、今後もさらなる国際化への対応が必要です。

町民主体で在住外国人と町民のイベント交流等の取り組みもあり、国際交流の拡大のための支援が必要です。

基本方針

国際感覚豊かな人材育成を行い、国際交流を推進するとともに、在住外国人との相互理解を図ります。

主要施策の体系



主要施策

- ◆国際姉妹都市との交流推進◆
 - ・ワイトモ・ディストリクトとの交流を推進し、異なる文化の理解と認識を深めます。

◆町内在住外国人の支援◆

・多言語によるパンフレットの作成等により、町内に在住する外国人が日常生活に必要な情報 を得られるように配慮します。

◆国際交流の拡大◆

・各種団体によるイベント交流を支援し、幅広い分野において町民の国際交流の拡大を促しま す。

まちづくりの指標

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
国際姉妹都市ニュージーランド・ワイト	0/	01.0	0.50
モ・ディストリクトの知名度	%	61.0	85.0

重点的な取り組み

・中学生ホームスティプログラムへの支援

施策3 世代間交流の促進

現状と課題

近年、ライフスタイルの多様化と核家族化が進行しています。核家族化が進行することによって、高齢者と子どもの接する機会が減少しており、高齢者の長年にわたって培われた生活文化や知識、子どもの遊び等の伝承が途絶えつつあります。

子ども達が高齢者と触れ合うことは、子どもの情緒の育ちに関して大きな影響を与えます。一方、高齢者にとっても子ども達と触れ合ったり、経験知識を伝承することが、喜びや生きがいになります。

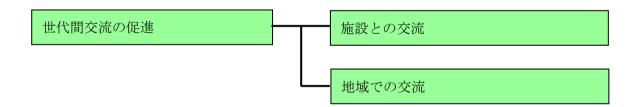
また、福祉施設等では、限られた年代での日常生活が繰り返され、異年齢、特に保育園や小学校、中学校との交流が必要です。

さらに、地域コミュニティにおける思いやりの心を醸成するために、地区行事等に子どもと高齢者が積極的に参加することや高齢者と交流する催しを企画する等、地域における世代間交流も必要です。

基本方針

多様な世代間交流を推進し、思いやりの心を醸成します。

主要施策の体系



主要施策

◆施設との交流◆

- ・保育園や小学校、中学校と福祉施設の交流等、世代間の交流を図り、思いやりの心を醸成します。
- ・高齢者と保育園や小学校との交流を図り、お互いに影響し合いながら、豊かな生き方や暮ら しの創出を促します。

◆地域での交流◆

・地区行事等への子どもと高齢者の積極的な参加を促します。

重点的な取り組み

・地域に伝わる風習や伝統行事のマップ活用

施策4 新たな交流機会の創出

現状と課題

町の人口の増加や産業の振興を図るためには、今まで行われてきた様々な交流を拡大し、町の 魅力に触れてもらうため、より多くの交流を推進する必要があります。

町内には、長野県辰野高等学校、信州豊南短期大学があり、さらに、日本福祉大学との交流も行われています。今後も、これら学校との連携を図り、新たな交流機会を創出することが必要です。

今後、魅力あるまちづくりを推進し、周辺市町村や都市部との新たな交流機会の創出や、農山村留学で町を訪れる来訪者との交流を発展する必要があります。

基本方針

多くの町民が興味を持って学ぶことができる地域の特徴を生かした生涯学習を推進します。

主要施策の体系

新たな交流機会の創出

新たな交流機会の創出

主要施策

- ◆新たな交流機会の創出◆
 - ・長野県辰野高等学校、信州豊南短期大学、日本福祉大学等との連携により、新たな交流機会 を創出します。
 - ・魅力あるまちづくりを推進し、周辺市町村や都市部との新たな交流を図ります。

取り組み目標② 行財政改革の推進によるまちづくり (第六次行財政改革大綱)

第六次行財政改革大綱の考え方

これからの行財政運営には、これまでの行財政改革の取り組みとその成果を踏まえつつ、さらに急速に進展する少子高齢化・人口減少社会の到来に向けたまちづくりや予想される税収の減収など、今までの財政規模を今後も同じように維持していくことは厳しいという状況を行政と町民が共通認識したうえで、新たな課題・様々な状況の変化への対応が求められます。これまでの、滞りなく実行できればそれで良しといった運営的な視点から、何のためにそれをやるのかといったビジョンや、もたらす成果を重視した経営的視点へ転換を図ります。また、町の将来像や5つの将来目標の実現に向けた様々な取り組みを計画的に実施するとともに、周辺市町村との連携を強化し、より効果的・効率的な行政経営を推進します。

今回、この取り組み目標②を「辰野町第六次行財政改革大綱」として位置づけ、第五次総合計画後期基本計画の計画期間と同じ5年間(平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度))を大綱の取り組み期間とします。

行財政改革を推進するため、取り組みごとに年度別目標を明示した「辰野町第六次行財政改革大綱推進プログラム」を別に定め、これにより毎年度見直しを行い、進捗管理を行っていきます。

※次ページ以降の主要施策内の《 》は第六次行財政改革大綱推進プログラムの行革コードに 該当します。

施策1 組織と職員の改革

現状と課題

効果的・効率的な行政サービスの提供のため、課の再編成を行うなど組織の見直し、一般行政 職員の削減、人事評価制度の導入に取り組んできました。

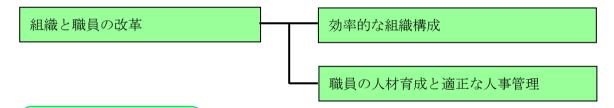
人口減少社会の到来により生じた新たな行政課題、多様化する行政ニーズに応えるためには、 それらに柔軟に対応することができる組織の確立が必要です。

また、職員一人ひとりの能力を最大限発揮できる人材育成と、適正な人事管理が必要です。

基本方針

多様化する町民ニーズに対応できる政策形成能力向上のための職員の意識改革や、効率的で効果的な組織の整備を推進します。

主要施策の体系



主要施策

◆効率的な組織構成◆

課・係等の再編成及び事務分掌の見直し《行革コード1》

- ・新たな行政課題や多様化する行政需要に即座に対応できる組織体制を目指し、町民がわかり やすい組織と町民サービスの向上を図り、課・係等の再編成及び事務分掌の見直しを行いま す。
- ・多岐にわたる課題に対しては、課という組織の枠を超えたプロジェクトチームを編成し、弾力的な組織運営を行い、行政全体で課題解決を図ります。

各種委員会の定数等の見直し《行革コード2》

・各種委員会の定数、報酬等の見直しを行います。また、当初の設置目的を達成した委員会等 の整理・統合を行います。

◆職員の人材育成と適正な人事管理◆

職員の意識改革《行革コード3》

- ・常に仕事のやり方、働き方を見直すことができるよう職員の意識改革を図ります。
- ・人事交流の促進と各種研修による職員資質の向上を図ります。

・職員研修の充実を図り、行政職員としての自覚の向上と専門知識・技術を有する職員の養成を図ります。

定員の適正化《行革コード4》

- ・年齢バランスに配慮した計画的な職員採用による定員管理に努め、行政需要・事務量に適応 した職員配置を行います。
- ・職員の経歴・技能・資格等を活かした人事管理を行います。

人事評価制度の推進《行革コード5》

- ・人事評価制度の精度を高め、職員の能力や実績を適正に評価し、職員の能力開発と資質の向上、ひいては組織目標の達成につなげていきます。
- ・人材育成基本方針の検証・改訂を行います。

非常勤職員等の定員の適正化《行革コード6》

・業務の内容・実情に応じた適正な配置を実施します。

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
職員研修の実施回数	回/年	3	4
職場外研修の受講者数	人/年	68	75

施策2 公共施設等の最適な配置と管理運営

現状と課題

町民サービスや多様化する町民ニーズに対応するために、学校、町営住宅、集会施設、福祉施設、庁舎、文化施設など多くの公共施設を整備保有しています。これらの公共施設は、住民福祉の向上・地域サービスの形成・高齢者交流支援、観光、生涯学習などそれぞれの目的に応じて多くの皆さんに活用されています。しかし、これらの施設の多くが昭和40年代後半から平成の初めにかけて建設されており、築30年以上を経過し、今後老朽化に伴う更新・改修コストの増加が避けられない状況となっています。

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点による、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施することが必要です。

基本方針

老朽化する公共施設の全体の状況を把握するとともに、長期的視点をもって施設の更新・ 統廃合を目指します。

主要施策の体系

公共施設等の最適な配置と管理運営

公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等のあり方の検討

主要施策

◆公共施設等総合管理計画の推進◆

公共施設等総合管理計画の推進《行革コード7》

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新・統廃合、長寿命化を長期的かつ計画的に推進します。
- ◆公共施設等のあり方の検討◆

将来人口を見据えた保育園・小学校の適正規模の見直し《行革コード8》

・将来人口を見据え、保育園、小学校の適正規模の見直しを行います。

国保直営診療所の見直し《行革コード9》

・国保直営診療所(第一診療所、川島診療所)の施設は老朽化し、患者数の減少、医師確保も 困難な状況から、今後のあり方について地域とともに協議し見直します。

支所業務の見直し《行革コード 10》

・小野支所利用者の減少をふまえ、支所業務の今後のあり方について地域とともに協議し見直します。

小野図書館のあり方の検討《行革コード 11》

・施設の老朽化をふまえ、今後のあり方について地域とともに協議し検討します。

土づくりセンターのあり方の検討《行革コード 12》

・土づくりセンターの機械の老朽化等により、今後の経営方法や存続も含めあり方について検 討します。

荒神山ウォーターパークのあり方の検討《行革コード 13》

・荒神山ウォーターパークの跡利用について協議し、方向性を検討します。

施策3 住民力・地域力の活用

現状と課題

多様化・複雑化する行政ニーズは、行政のみで対応できる状況ではありません。事業の遂行には、町民、地域、事業者(企業)、団体等、それぞれの役割を担って取り組むことが重要となっています。平成15年、辰野町は合併せず自立のまちづくりを選択し、町民と行政の協働のまちづくりを具体的方針の一つとして掲げ、行財政改革大綱を推進してきました。さらには第五次総合計画後期基本計画策定時には17の行政区で「よりあい会議」を開催し、「地域計画」を策定いただきました。今後の行政の経営にも町民及び地域の力を借り、また、力を活かし進めていく必要があります。

基本方針

積極的な情報公開と町民・地域のまちづくりへの参加を推進するとともに、町民と行政 (職員)とのコミュニケーションの機会を増やし協働のまちづくりを推進します。

主要施策の体系

住民力・地域力の活用

住民力・地域力の活用

主要施策

◆住民力・地域力の活用◆

町民意見の公募(パブリックコメント)制度の継続実施《行革コード14》

・町が重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、町民等から広く意見・情報及び専門的な知識を求め、寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して町としての意思決定を行う町民意見の公募(パブリックコメント)制度の実施を図ります。

審議会・委員会・計画策定への町民の公募制の拡大《行革コード 15》

- ・政策等の形成過程の透明性を向上するために公募制の拡大を図り、町民の町政への参画による政策づくりを目指します。
- ・公募委員に大勢の町民が参加できるようにするため原則として「重複の委嘱」は避けるよう にします。

委員会・審議会等の公開と会議結果の公表《行革コード16》

・委員会・審議会等の会議は個人情報等を含むもの以外は原則公開とし、会議結果等の公表を 行います。

町政懇談会・住民説明会の実施《行革コード 17》

- ・町政運営に関する意見や要望を広く把握するために、区等との連携を図り多くの町民が参加 しやすい町政懇談会を開催します。
- ・主要な事業の実施に当たっては住民説明会を実施します。

職員の地域活動への参加《行革コード 18》

・職員が自治組織とかかわることで協働の意識改革を進めるとともに、地区と密着した行政サービスの向上に努めます。

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
審議会、委員会等における公募委員の割合	組織	3	10
が 20%以上の組織数			

政策2 経営的視点による行財政運営

施策1 歳入の安定的確保と適正化

現状と課題

町税等については、口座振替のほか、コンビニ収納等新たな収納方法の導入により徴収率の向上、施設使用料の改定等自主財源の見直しによる歳入の確保に努めてきました。また、新たな財源確保として広告収入の拡大等にも取り組んできました。

町の財政状況は、今後の生産年齢人口(15歳から64歳)の減少により町税の伸びが期待できないなか、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増大など非常に厳しい状況にあります。

ふるさと納税などの新たな財源の有効活用を図るとともに、既存財源歳入の安定的確保と見直 しによる受益者負担の適正な確保を図ることが必要です。

基本方針

税収等の自主財源の確保のために、徴収体制強化や自主財源確保のための方策を見直します。また、町民負担の公平の観点からは、受益と負担の適正化を図ります。

主要施策の体系

歳入の安定的確保と適正化

歳入の安定的確保と適正化

主要施策

◆歳入の安定的確保と適正化◆

実質公債費比率及び地方債残高の抑制《行革コード 19》

- ・起債の借入においては、他に財源はないか、適債事業かを十分に検討し、起債償還額以上の 起債の借入れは抑制し、公債費の6割以下を目指します。
- ・交付税措置のある起債を主に借入れを行います。

長期的視点に立った基金の計画的運用《行革コード 20》

- ・長期的視点に立って将来の公債費負担や施設の整備、維持管理を見据えた計画的な基金運用 を図り行政課題に対応します。
- ・特定目的基金は目的に沿って効率的な運用を図ります。

徴収率の向上《行革コード 21》

- ・税金・上水道料金・下水道使用料・保育料・住宅使用料等税負担の公平性の観点からも、現 年度課税分のさらなる収納率向上に努め、併せて滞納繰越分の収納率向上に努めます。
- ・長野県地方税滞納整理機構と連携した、広域による滞納整理の強化体制を目指します。

町税等の滞納に対する特別措置の実施《行革コード 22》

・地方税法・国税徴収法等の関係法令の規定に基づき、滞納処分等に関する手続きを執行する とともに、町税・介護保険料・保育料・上水道料金・下水道使用料・下水道受益者負担金・ 住宅使用料等を滞納し、かつ、納税について誠実性を欠く者に対して納税を促進するための 特別措置を講じます。

工事地元分担金の見直し《行革コード23》

・必要性及び状況に応じて見直しを行います。

施設使用料の見直し《行革コード 24》

・消費税率の改正、管理経費の増大等状況に応じて見直しを行います。減免については、条例 や規則などに規定され運用されていますが、既得権にとらわれずその基準を見直し、公平性 を欠くものについては減免の廃止も含めた見直しを図ります。

広告収入の拡大《行革コード 25》

・「広報たつの」「町ホームページ」「ほたるチャンネル」「告知システム」等への広告やコマーシャル等による広告の募集を行い、製作財源にします。また、他の広告掲載可能な媒体について研究を行います。

町有財産の売却と活用《行革コード 26》

・行政目的の終わった施設や土地等について、他の用途への転用や賃貸での活用、売却を行います。

ふるさと納税(ふるさと辰野寄付金)制度の活用《行革コード 27》

・新たな財源確保として期待されるふるさと納税(ふるさと辰野寄付金)について、職員みんなで知恵を出し、町内事業所等の協力によりお礼の品の拡充を図り、辰野町への思いを込めた寄付金の増額を図ります。

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
実質公債費比率	%	8.4	7.9
町税徴収率	%	現年度 98.98	現年度 99.5
		過年度 25.75	過年度 20.0
上水道料金・下水道使用料徴収率	%	現年度 99.22	現年度 98.0
		過年度 22.49	過年度 29.0
保育料徴収率	%	現年度 99.23	現年度 99.9
		過年度 6.39	過年度 10.0

施策2 歳出の適正化

現状と課題

厳しい財政状況のもと、職員のコスト意識を徹底するとともに、行政評価による事務事業の見直しを毎年行い、施設の維持管理費の削減や公共工事のコスト縮減等を図ってきましたが、さらなる行政効率化が求められています。引き続き義務的経費・経常経費の節減に努めていく必要があります。新規事業により新たに発生する経費については適正な制度設計、事業計画、見積等により経費の削減に努め、毎年度必要な事業費や運営費、維持管理費等についても、どうすれば経費の削減が図れるか、常に意識し、予算の適正かつ効率的な執行が求められます。また、新たな行政需要や不測の事態に備えるとともに、将来にわたり公平で安定した町民サービスの提供が可能となるよう、将来負担の軽減に努めることが必要です。

基本方針

最小の経費で最大の効果が発揮できるように、限られた財源の的確な配分と財政指標の健 全化のために、各種経費の見直し、改善を図ります。

主要施策の体系

歳出の適正化

歳出の適正化

主要施策

◆歳出の適正化◆

イベントの見直し《行革コード 28》

・現在、数種類のイベントを実施していますが、開催目的、開催時期、実施内容、開催成果等、 イベント終了時には評価を行い、イベント自体の見直しを行います。

補助金の見直し《行革コード 29》

・初期の目的を達成し、社会的ニーズの薄れている補助金や参加の意義の薄れている団体事業 の見直し、自立の働きかけによる補助金の見直し、個人や団体が負担することが適当な補助 金などの評価を行い、慣習となっている補助金の見直しや少額補助金の廃止を引き続き進め ます。

経常経費の縮減《行革コード 30》

・歳出の徹底した抑制をし、物件費、義務的経費の削減を図り、引き続き経常経費の縮減に努めます。

公共工事の発注の適正化《行革コード31》

・利用する町民の立場に立った適切な設計を行うとともに、公共工事の品質確保に向けて、発 注業務の適正化を図ります。

管理運営コストの縮減《行革コード 32》

・省エネ法の改正により、中長期計画 (3から5年計画)を策定し、実施可能なハード(省エネ器具等)から導入し、管理運営コストの縮減を図ります。また、施設の管理業務をボランティア組織や地元団体等により実施することで、施設運営コストの削減を図ります。

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32 年度)
経常収支比率	%	84.2	84.4

施策3 特別会計・公営企業会計等の経営健全化の推進

現状と課題

町の特別会計及び公営企業会計等は土地開発公社会計も含め12会計あります。

各会計は独立採算を基本とする健全かつ持続的な経営を原則としていますが、現実はそれぞれの会計が特殊な課題を抱え、改革、改善を求められ、厳しい経営を行っているのが現状です。また、その経営のための財源を各会計の中での収入では賄いきれず、一般会計からの補助、繰入れを行っているのが現状です。

特別会計・公営企業会計それぞれが将来を見据え、安定的に事業を継続していくための改革プランや経営戦略などの中長期的な経営の基本計画を策定することが求められています。

基本方針

町民の満足度の向上を図るとともに、民間感覚を取り入れつつコスト縮減を図り、適正な企業運営を推進します。

主要施策の体系

歳入の安定的確保と適正化

特別会計・公営企業会計等の経営健全化 の推進

主要施策

◆特別会計・公営企業会計等の経営健全化の推進◆

町立辰野病院の経営健全化の推進《行革コード 33》

・医療連携を推進しながら、収益性を高め安定的に患者を確保し、病床稼働率を高めるように 努めます。また、新公立病院改革プランに基づき、経営機能検討委員会を中心に、医師の確 保、経営の効率化、収納率の向上、人員の適正配置等を実施し、経営の健全化を図ります。

上水道事業の経営戦略策定に向けての取り組み《行革コード 34》

・老朽施設の更新、耐震化等施設整備を進めるため、アセットマネジメント手法も活用しなが ら、計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、資金確保方策を検討してい きます。

簡易水道事業等の水道ビジョンに基づく取り組み《行革コード 35》

・水道施設の老朽化、クリプトスポリジウム等への対策、給水人口の減少、役員の高齢化など の問題を抱えています。安全で安心な水道水を安定的に供給するため、技術基盤の強化・緊 急時の対応・効率的な経営体制の確立を行っていきます。

公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理施設事業の経営戦略策定に向けての 取り組み《行革コード 36》

- ・公営企業としての経営状況を正確に把握できるようにするため、公共、特環下水道の公営企業法一部法適化を、平成31年4月に予定し、経営を管理する体制を整えます。また長寿命化、耐震化事業を今後安定的に行っていくうえで、経営戦略策定に向けて取り組み、計画的な経営を図ります。
- ・農業集落排水処理施設事業の効率的経営の図るため、公共下水道に隣接する地区の統合を計画し、準備を進めます。

国民健康保険会計の健全な運営の推進《行革コード37》

・平成30年度から県が国民健康保険の運営主体となり、中心的な役割を担うことが決まっている中で、町としては収納率の向上に努めるとともに健康寿命延伸のために保健予防活動に力を入れ、安定かつ安心できる事業運営に努めます。

介護保険会計の健全な運営の推進《行革コード 38》

・高齢化による被保険者増に伴い、予想される給付費の増加に対して介護保険料の適正化を図ります。認知症予防・転倒予防教室等の予防施策を更に展開します。また、町内各団体と連携して介護の質の向上を目指します。

土地開発公社経営健全化計画の推進《行革コード39》

・第二次辰野町土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社解散を視野に入れ、計画的に公社 保有地を売却していきます。これにより公社の債務削減を図りながら、併せて人口増及び税 収増を図っていきます。

告知システムの今後の方向性の検討《行革コード 40》

・情報入手手段が変化することを踏まえ、情報提供手段のあり方、告知システムの今後の方向 性について検討します。

指標	単位	現状(H26年度)	目標値(H32年度)
町立辰野病院病床稼働率(年平均)	%	69.4	80.0
上水道有収率	%	73	82
下水道水洗化率	%	93.5	95.6
特定健康診査の受診率	%	45	60
介護予防事業の参加者数	人/年	6,609	7,000
第2次土地開発公社健全化指数 (標準財政規模の公社保有地の簿価額の 割合)	%	14	10

施策4 成果重視への取り組み

現状と課題

行政活動の透明性を高め、町民に対する説明責任を果たすため、また、仕事の中でPDCA(計画-実行-評価-改善)サイクルを回そうと行政評価システムの活用を図ってきました。評価・改善を行う中で事務事業の見直しやコスト・人件費の削減などに取り組んできました。今後は行政評価システムをさらに活用し、事務事業だけでなく施策や政策の評価にも取り組んでいく必要があります。また、発生主義の考え方を取り入れた新公会計制度を導入していく必要があります。

基本方針

まちづくりの指標における活動指標、成果指標の達成度の把握、確認のシステムの充実を図ります。

主要施策の体系

成果重視への取り組み

効率的な行政経営の推進

主要施策

◆効率的な行政経営の推進◆

行政評価システムの活用《行革コード 41》

・行政評価システムを活用することにより PDCAサイクルを回し、事務事業に優先順位を付け、行政サービスを効果的・効率的に提供します。

発生主義に基づく新公会計制度の導入《行革コード 42》

・現行の現金主義会計に複式簿記や発生主義の考え方を取り入れた新公会計制度を導入し、資産や負債の状況を踏まえた長期的視点で行財政経営を行います。

政策3 広域行政の推進

施策1 広域行政の推進

現状と課題

上伊那郡下市町村で構成する上伊那広域連合においては、ごみ処理施設の設置・運営、基幹業務の共同電算処理、消防行政等、広域的な行政課題の解決に取り組んでいます。

隣接する塩尻市とは、両小野小学校・両小野中学校の設置運営、下水道事業の運営、また、岡谷市、下諏訪町とは湖北衛生センターの管理運営、箕輪町、南箕輪村とは伊北環境行政組合において不燃物等のごみ処理を行っています。また、観光行政においては、近隣市町村と連携したイベントの開催等、道路行政においても関係市町村と連携した整備を進めています。

地域の特色を活かしながらスケールメリットを考え、限りある資源を有効に活用していくために も、広域行政の推進を図りつつ、一部事務組合の連携をさらに充実し、一市町村で行うよりも効 果的・効率的な事業は、今後も広域的な取り組みが必要です。

基本方針

周辺市町村と連携し、効果的・効率的な行財政運営と町民サービスの向上を図ります。

主要施策の体系

広域行政の推進

広域行政の推進

主要施策

◆広域行政の推進◆

広域的サービスの推進《行革コード 43》

・隣接・近隣市町村との連携により、効果的・効率的なサービスの推進を図ります。

広域的な連携体制づくり《行革コード 44》

・広域的な課題、行政制度等については、周辺市町村と共同して講習会、研修会等を開催し、 広域的サービスの向上を図ります。